

# 水害・台風、竜巻等風害 対策編



# 第1章 総 則

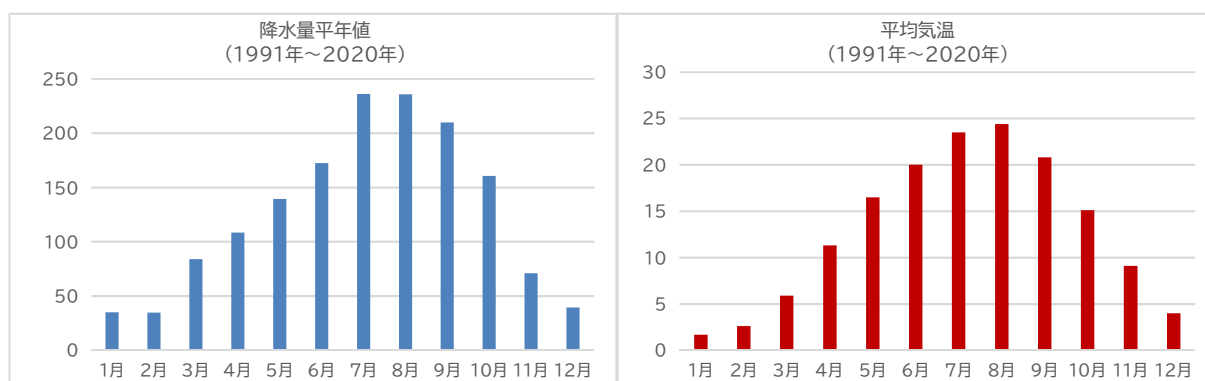
## 第1節 本市の水害・台風、竜巻等風害を取り巻く自然的条件

気象状況、地勢、河川の状況等水害・台風、竜巻等風害対策面からみた本市の自然的条件を明らかにし、効果的な災害対策の実施に資する。

### 1 気象の状況

本市は、内陸性の気候のため、最高気温と最低気温との較差が大きい。高温の年は関東地方南部方面よりも暖かくなり、逆に低温の年は東北地方と同じような気温を示す。

また、台風による災害は比較的少ないが、夏期は、内陸特有の日中の昇温に伴い局地的な雷雨とともに降雹等による被害がある。冬期は、朝夕の冷え込みが厳しく氷点下の日が多い。また、那須おろしと呼ばれる強い季節風が吹き、影響を受ける。



[参考資料：宇都宮地方気象台HP]

### 2 地勢の状況

#### 2-1 本市の地形の概要

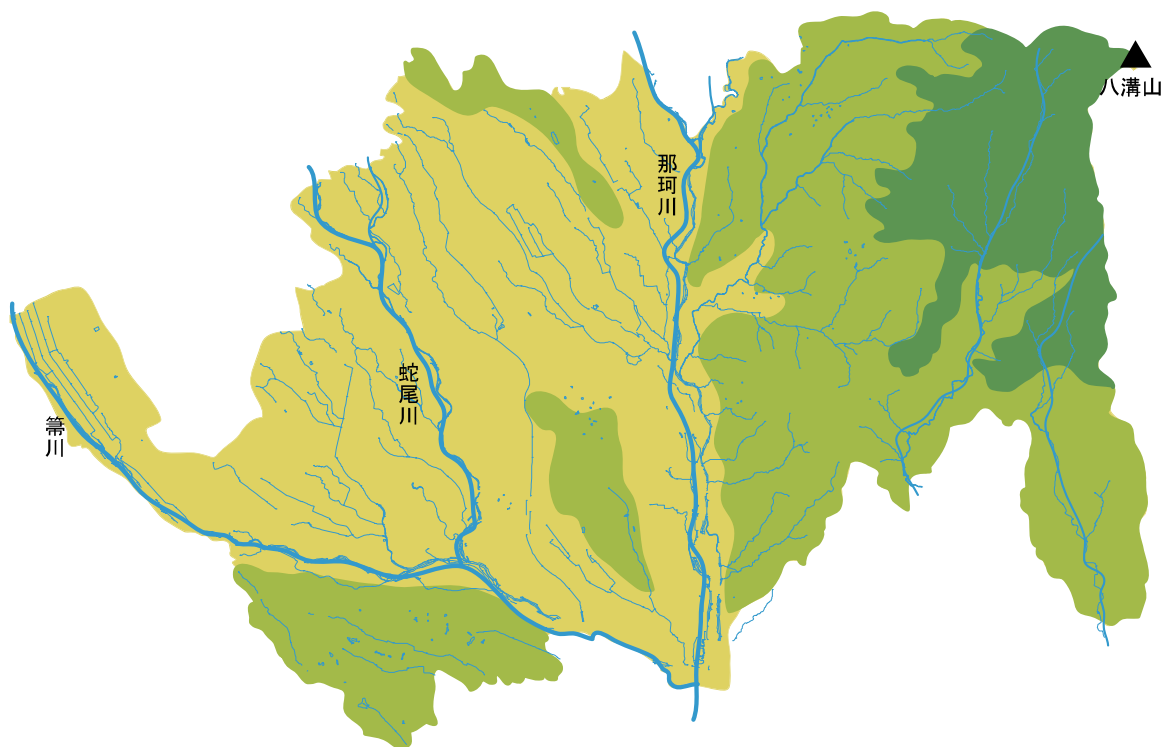
本市の地形は、大きく分けると東部は八溝山地、西部は関東平野につながる平地となっている。中央には一級河川である那珂川が南北に流れ西部には那珂川に合流する箒川、蛇尾川がある。

##### (1) 山地の状況

本市は、北に那須茶臼岳、西には高原山が望むことができ、本市の中央を流れる那珂川から茨城県の境までは、標高300m～650mの八溝山地となっている。

##### (2) 平地の状況

西部地区は、那珂川と箒川に挟まれた「那須野が原」と呼ばれる扇状地となっており平坦な地形となっている。



## 2-2 災害危険箇所の状況

本市における山地災害危険地区並びに急傾斜地、土石流、地すべりの土砂災害警戒区域については、主に黒羽地区に分布しており、以下のとおり確認されている。

(1) 国及び県（環境森林部）所管の山地災害危険地区の状況（令和4年4月1日現在）

山地災害危険地区数	山腹崩壊	
	山腹崩壊	崩壊土砂流出
国有林	1	3
民有林	234	109
計 347	235	112

(2) 県（県土整備部）所管の土砂災害警戒区域の指定（令和5年6月6日現在）

急傾斜地崩壊危険箇所	地すべり危険箇所	土石流危険渓流
384	1	155

<資料編2-6 山地災害危険地区一覧表>

<資料編2-7 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表>

<資料編2-8 土砂災害警戒区域（土石流）一覧表>

<資料編2-9 土砂災害警戒区域（急傾斜地）一覧表>

<資料編2-10 土砂災害警戒区域（地すべり）一覧表>

### 3 河川の状況

#### 3-1 本市の河川の概要

本市の河川は、主に那珂川水系が占め、箒川、蛇尾川などと合流して茨城県に入るほか、東部八溝山地に久慈川水系の押川などの河川がある。

#### 3-2 那珂川流域の状況

那珂川流域は、県北東部の那須連峰や八溝山を源とし、山間部を流れる急流河川が多い流域である。那珂川、箒川等の上流部は深い渓谷をつくりながら流れている。上・中流域には那珂川や蛇尾川によって形成された那須扇状地があるが、箒川、蛇尾川等はその名のとおり暴れ川であり、氾濫を繰り返していたことから河川改修が進められるとともに、箒川上流部には多目的ダムが造られている。

#### 3-3 重要水防箇所指定の状況

本市の県管理の河川における重要水防箇所については、令和5（2023）年4月現在下表のとおり指定されている。

県の管理区間		
重要度（A）	重要度（B）	計
4箇所 1326m	4箇所 283m	8箇所 1609m

<資料編2-11 重要水防箇所一覧表>

## 第2節 主な水害・台風、竜巻等風害の概要

水害・台風、竜巻等風害・雪害の種類と特性及び実際に本市に被害を及ぼした主な水害・台風、竜巻等風害・雪害の概要を知ることにより、的確な災害対策に資する。

### 1 近年発生した大規模な水害

#### 1-1 平成10（1998）年8月末豪雨<那須水害>（平成10（1998）年8月26日～8月31日）

##### （1）気象概況等

平成10（1998）年8月26日から31日にかけて、前線が日本付近に停滞し、台風第4号が日本の南海上をゆっくりと北上した。この期間、台風の影響も加わり前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して前線の活動が活発となり、北日本や東日本を中心に雨が断続的に続き、北日本の太平洋側から関東地方にかけて記録的な大雨となった。

那須町では26日から5日間連続して130mm以上の日降水量を観測し、総降水量が1,254mmに達した。特に、27日には、1時間降水量90mm（1時～2時）、3時間降水量205mm（0時～3時）、日降水量607mmの豪雨を記録した。

##### （2）総雨量

那 須	八方ヶ原	黒 磯	大田原	塩 谷	今 市	鹿 沼	宇都宮
1,254mm	931mm	689mm	578mm	567mm	552mm	398mm	268mm

#### 1-2 令和元（2019）年東日本台風（令和元（2019）年10月12日～10月13日）

##### （1）気象概況等

令和元（2019）年10月12日19時頃静岡県伊豆半島付近に上陸した東日本台風は、関東地方と福島県を縦断し、13日12時に三陸沖で温帯低気圧に変わった。この影響により関東地方や甲信地方、東北地方などで記録的な大雨となり甚大な被害が発生した。

このため、令和元（2019）年10月12日午後7時50分に宇都宮市ほか13市町に大雨特別警報が発令され、13日午前2時20分に大雨特別警報解除されるまで断続的な雨が降ったほか、栃木市、佐野市、鹿沼市、那須烏山市など各地で土砂崩れや床上・床下浸水が発生するなど甚大な被害となった。

<資料編1-8 過去の主な水害・台風、竜巻等風害の概要>

# 第2章 予 防

## 第1節 防災意識の高揚

市及び消防本部は、災害発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を積極的に行う。

### 1 市民の意識の高揚

#### 1-1 自主防災思想の普及、徹底

市（総合政策部）及び消防本部（消防本部、消防署、消防分署をいう。以下同じ。）は、市民に対し自主防災思想や正確な防災・気象に関する知識、特に「生命（いのち）・身体（み）を守る」ことに関する知識の普及、徹底を図る。

その際、内閣府（防災担当）「減災のてびき～今すぐできる7つの備え～」などを活用する。

#### 1-2 防災知識の普及啓発推進

市（総合政策部）及び消防本部は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、民間団体等とも連携しながら防災知識の普及啓発を推進する。

また、家庭等で普段からできる防災対策について、市民（特に若い世代）へ継続的に周知していく。

#### (1) 普及啓発活動

##### ア 主な普及啓発活動

- ・防災講演会、講習会、出前講座等の開催
- ・ハザードマップ、防災パンフレット、チラシ等の配布
- ・テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、SNS等による広報活動の実施
- ・市ホームページや市メール配信サービス（以下「よいちメール」という。）による防災情報の提供
- ・防災訓練の実施
- ・防災器具、災害写真等の展示
- ・各種表彰の実施

##### イ 消防団員、防災士等による防災普及啓発活動の促進

市（総合政策部）及び消防本部は、消防団員、防災士等による地域の防災普及啓発活動を促進する。

#### (2) 啓発強化期間

特に次の期間において、各種講演会、イベント等を開催し、防災意識の高揚、防災知識の普及啓発に一層努める。

- ・防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- ・水防月間（5月1日～5月31日）

- ・山地災害防止キャンペーン（５月２０日～６月３０日）
- ・がけ崩れ防災週間（６月１日～６月７日）
- ・土砂災害防止月間（６月１日～６月３０日）
- ・防災週間（８月３０日～９月５日）
- ・雪崩防災週間（１２月１日～１２月７日）
- ・とちぎ防災の日（３月１１日）
- ・大田原市「防災安全の日」（３月２７日）

## 2 児童・生徒及び教職員に対する防災教育

本章第２０節１の１－３に準ずる。

## 3 防災上重要な施設の管理者等に対する防災教育

市（各部等）及び消防本部は、次のような防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、防災意識の高揚並びに資質の向上を図るとともに、特に被害拡大防止、初期応急対策、避難誘導等の行動力及び指導力を養うなど緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図る。

また、その他の企業・事業所等の管理者に対しても防災教育を行い、平常時の予防、災害時の応急対応について知識の普及に努める。

- ・危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物等の危険物の保安管理施設
- ・病院、社会福祉施設
- ・ホテル、旅館、大規模小売り店舗等の不特定多数の者が利用する施設

## 4 職員に対する防災教育

市（総合政策部）は、職員に対して災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるように、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うとともに、定期的な防災訓練の実施をし、防災教育の徹底に努める。

## 5 防災に関する調査研究

市（総合政策部・建設部・水道局）は、県及び防災関係機関と緊密な連携を図り、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

## 6 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。



## 7 言い伝えや教訓の継承

市（総合政策部）は、過去に発生した災害に関する言い伝え、過去の災害の教訓等について、大人から子どもへ語り継ぐ機会を設ける、郷土史に編纂するなど、これらが風化することなく後世に継承されるように努める。

## 第2節 地域防災の充実・ボランティア連携強化

自助、互助・共助の精神に基づき、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化を行うとともに、被災者への細やかな支援が期待できるボランティアの活動支援体制の整備を行う。

### 1 現状と課題

#### 1-1 自主防災組織

本市では、近年自主防災組織の結成が進んできているがまだまだ組織率は低く、市（総合政策部）としては今後、積極的に組織の結成を推進していく必要がある。また、既に結成されている自主防災組織では活動の形式化、活動に対する市民の意識不足、組織役員の高齢化等組織結成後の問題も発生しているため、常に活性化に努め、災害発生時に自主防災組織が効果的に機能するよう働きかける必要がある。

<資料編2-1 自主防災組織一覧>

#### 1-2 消防団

地域の消防力を強化するためにも、消防団の強化は不可欠であるが、消防団員数は年々減少しており、更に将来的には団員の高齢化の進行が予想されている。

今後の団員の確保と活性化が課題となっており、機能別団員制度等を導入し、団員の確保に努める。

<資料編2-2 大田原市消防団組織概要>

#### 1-3 ボランティア団体等

市内には、困ったときには共に助け合う「共助」の精神に基づき、災害発生時に被災者への迅速かつきめ細かな支援が期待できる市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、地域団体等が数多く存在するが、被災者のニーズとボランティア等の活動をスムーズに結びつけることのできる環境を整備する必要がある。

### 2 個人・企業等における対策

#### 2-1 市民個人の対策

市民は、一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、自発的な防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

市（総合政策部）及び消防本部は、本章第1節1のとおり、市民に対する防災意識の高揚を図る。

<資料編2-3 個人の防災心得>

#### 2-2 企業、事業所等の対策

企業、事業所等は、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、従業員への防災教育の実施等防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

県及び市（総合政策部・産業文化部）は、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚や防災知識の啓発を図るとともに、優良企業表彰、防災に係る取組の積極的評価により企業防災力の促進策を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行う。

### 3 自主防災組織の育成・強化

#### 3-1 自主防災組織の対策

各地域は、自主防災組織を結成し、平常時から地域を守るために、危険箇所等の把握、防災資機材の整備、防災知識の技術習得、地域の避難行動要支援者の把握、活動体制・連携体制の確立に努めるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う。

#### 3-2 自主防災組織の育成・強化

市（総合政策部）は、自主防災組織の100%組織化を目指し、既存の自治会等を積極的に活用し、結成推進及び育成を図る。また、結成後の活動の惰性化を防ぐため、組織の防災リーダーを中心として意識の高揚を常に図るとともに、平常時に行う防災活動は楽しみながら参加できる環境を作り上げるなどの工夫を行い、自主防災組織活動の活性化を図る。そのためには、防災士資格取得とその後のフォローアップ研修を通して、防災リーダーの養成と育成を図ることも必要である。さらに、男女双方の視点による防災活動が可能となるよう、女性の参画促進と女性リーダーの育成を図る。

- ・自主防災組織への資機材の整備支援
- ・自主防災組織が行う防災マップ作成の支援
- ・自主防災組織が行う防災訓練実施の支援
- ・自主防災組織に対する各種研修会・説明会の開催
- ・広報活動（市民に対する自主防災組織に関する知識の普及） 等

### 4 消防団の活性化の推進

市（総合政策部）は、次の事業を実施するなど、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、定例の活動の外、防災訓練や会合等を通して自主防災組織やボランティア団体等との連携を図る。

- ・消防団活性化総合計画の策定
- ・消防団活動に必要な各種資材の整備・充実
- ・消防団員に対する各種教育訓練の実施
- ・地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報 等

### 5 女性防火クラブの育成・強化

市（総合政策部）及び消防本部は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブの育成・強化を推進する。

## 6 災害関係ボランティアの環境整備

市（保健福祉部）及び市社会福祉協議会は、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進する。

### 6-1 ボランティアの環境整備

市（保健福祉部）及び市社会福祉協議会は、市民のボランティア意識を高揚させるとともに、ボランティア活動者に対する情報提供、活動拠点の整備等、各般にわたる施策を展開して、ボランティア活動の環境整備に努める。

- ・ボランティアに係る広報の実施
- ・災害ボランティアの災害対応力の強化のための訓練の実施
- ・災害ボランティア、災害ボランティアコーディネータの養成・研修事業の実施
- ・ボランティア団体の育成・支援

### 6-2 行政とボランティア団体等との連携

市（保健福祉部）は、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から日本赤十字社栃木県支部、市社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図る。

## 7 人的ネットワークづくりの推進

市（総合政策部）は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生委員等の福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

## 8 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区内における自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）を作成し、これを大田原市防災会議に提案することができる。

大田原市防災会議は、提案された計画を災害対策基本法に基づいて、大田原市地域防災計画に位置付ける必要があるか判断するものとする。

## 第3節 防災訓練の実施

初動対応に力点を置いた訓練等実践的な訓練を行い、災害時に効果的な災害応急対策の実施に資する。

### 1 総合防災訓練

市（総合政策部）は、地域防災計画の検証、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関の参加、学校や事業所等との積極的な連携により、総合防災訓練を実施する。

実施に当たっては、東日本大震災等の経験を踏まえ、実践的な訓練想定を設定し、自助、互助・共助による活動を重視する。

また、市（総合政策部）は、広く自主防災組織等地域住民の参加を求めるとともに、自主防災組織等地域住民は、防災対策の重要性を認識し、各種の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

総合防災訓練は、地域の特性や防災環境の変化に配慮するとともに、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう、次のような訓練を実施する。

- ・ 職員の動員、災害対策本部設置訓練
- ・ 情報収集・伝達訓練（通信訓練）、広報訓練
- ・ 水防訓練
- ・ 土砂災害に係る避難訓練
- ・ 救出・救助訓練
- ・ 避難誘導、避難場所・救護所設置運営、炊き出し訓練
- ・ 防災関係機関の連携による応急救護、応急医療訓練
- ・ ヘリコプターを活用した訓練、（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）
- ・ ライフライン応急復旧訓練
- ・ 警戒区域の設定、交通規制訓練
- ・ 支援物資・緊急物資輸送訓練
- ・ 広域応援訓練
- ・ 避難行動要支援者避難支援訓練
- ・ 災害ボランティアセンター設置運営訓練

### 2 防災図上総合訓練

市（総合政策部）は、災害時における迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、県と県内各市町と相互に協力し大規模災害を想定した防災図上総合訓練を定期的に繰り返し実施する。

- ・ 特に発災初動時における迅速・的確な災害対策本部活動の重要性を考慮し、本部員、事務局員等参加者自身の状況判断や対応策の立案を求められる内容を盛り込む
- ・ 実際に避難所を開設し市民等が避難を実施するといった実動訓練を併せて実施する。
- ・ 訓練実施地のハザードマップやより実際的な被害想定を考慮する。

### 3 通信訓練・情報伝達訓練

市（総合政策部）及び消防本部は、災害時の被害状況の把握や応急対策の指令を迅速、適切に行えるよう定期的に通信訓練・情報伝達訓練を実施する。

### 4 水防訓練

市（水防管理団体）は、消防本部と協力し、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、消防団の参加を得た水防訓練を毎年度実施する。

### 5 土砂災害・全国防災訓練

市（総合政策部）は、土砂災害警戒情報を活用した避難指示等による市民等及び要配慮者利用施設の避難訓練を実施し、警戒避難体制の強化と市民等の防災意識の高揚を図る。

### 6 市民、自主防災組織、事業所等の訓練

防災意識の高揚や組織的な活動の習熟など地域の防災力の強化を図るため、自主防災組織が中心となり、広く地域住民や地域の事業所、防災関係機関が参加する訓練の実施などを通して、地域住民が主体となった自助、互助・共助による活動の充実に努める。

- ・ 情報伝達訓練
- ・ 避難訓練、避難誘導訓練
- ・ 救出・救護訓練
- ・ 避難行動要支援者避難支援訓練 等

## 第4節 避難行動要支援者対策

高齢者、障害者、乳幼児等、災害時に特に支援を必要とする「避難行動要支援者」の避難体制の整備・支援を行う。

### 1 地域における安全性の確保

市（保健福祉部）は名簿を作成し、避難支援等の実施に必要な限度で、本人からの同意を得て消防、警察、民生委員等の避難支援等関係者にあらかじめ情報提供する。また、市（保健福祉部）は、避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画、避難行動要支援者名簿及び個別計画）を適宜改訂し、自治会や自主防災組織等の関係機関と連携を図り、平常時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備に努め、かつ避難行動要支援者個々のニーズに応じた避難支援を行う。

#### 1-1 本市における計画

市（保健福祉部）は、災害対策基本法及び内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」を踏まえ、大田原市地域防災計画の中で、次の事項を定めておくとともに、避難行動要支援者名簿に係る全体的な考え方を整理し、本人や避難支援等関係者と打合せをするなどして個別避難計画の作成に努める。

大田原市地域防災計画において定める必須事項

<避難行動要支援者名簿>

- (1) 避難支援等関係者となる者
- (2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- (3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 名簿の更新に関する事項
- (5) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保
- (8) その他必要事項

<個別避難計画>

- (1) 優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方
- (2) 避難支援関係者となる者
- (3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
- (4) 個別避難計画の更新に関する事項
- (5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- (6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- (7) 避難支援等関係者の安全確保
- (8) その他必要事項

## 1-2 避難行動要支援者名簿の整備

### (1) 要配慮者の把握

市（保健福祉部）は、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、庁内の関係部局で把握している高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めるとともに、必要に応じ県やその他の機関に対して情報提供を求める。

### (2) 避難行動要支援者名簿の作成

市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の範囲について次の要件を設定し、要件に該当する者について、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を名簿に掲載する。

ア 介護保険の要介護（要介護3以上）認定者

イ 身体障害者手帳（1・2級）所持者

ウ 療育手帳（A1・A2）所持者

エ 精神保健福祉手帳（1級）所持者

オ その他市長が認める者

### (3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、市（保健福祉部）は、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

### (4) 避難行動要支援者名簿の管理

市（保健福祉部）は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても避難行動要支援者名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

## 1-3 地域支援体制の整備

市（総合政策部・保健福祉部）は、自主防災組織、自治会、消防団、民生委員・児童委員、警察署、医療機関、福祉関係機関等と協力して避難行動要支援者への災害情報の伝達及び避難誘導、安否確認等を行う地域支援体制を整備する。

### (1) 避難支援の具体化

市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の個々の状況に応じた避難支援を迅速に行うため、本人や避難支援等関係者と打合わせするなどして、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点及び避難場所、避難経路等の具体的な支援方法を定める個別避難計画の作成に努める。

### (2) 防災知識の普及・啓発

市（総合政策部・保健福祉部）は、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布する等広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

## 2 社会福祉施設等における安全性の確保

### 2-1 施設の整備

#### (1) 公立社会福祉施設

市（保健福祉部）は、公立社会福祉施設について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。



## (2) 民間社会福祉施設

市（保健福祉部）は、民間福祉施設の管理責任者に対して、公立社会福祉施設同様の適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

### 2-2 非常災害に関する計画の作成

市（保健福祉部）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に、当該計画及び体制に従業者及び利用者にも周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

### 2-3 社会福祉施設機能の弾力的運用

市（保健福祉部）は、災害により被災した高齢者、障害者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホーム等のショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

### 2-4 洪水浸水想定区域等や土砂災害警戒区域等の情報提供等

市（総合政策部）は、洪水浸水想定区域、ダム下流河川の浸水想定範囲及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上配慮を要する者が利用する施設）であって、その利用者の洪水時等に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、大田原市地域防災計画にその名称及び所在地を定めるものとし、浸水害や土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所等・避難経路等の周知を行い、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

また、市（保健福祉部・教育部）は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。

<資料編 2-3 6 洪水浸水想定区域等・土砂災害警戒区域等における警戒避難体制>

### 2-5 防災教育・訓練の充実

市（保健福祉部）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

<資料編 2-4 市内社会福祉施設数>

## 3 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

### 3-1 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

市（各部等）は、高齢者及び障害者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせる

よう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」（平成11年栃木県条例第25号）に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる学校、公民館、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフリー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、要配慮者に配慮した対策を推進する。

### 3-2 一時避難のための配慮

市（各部等）は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、浸水想定区域内の自ら設置又は管理する公共的施設（避難場所となる施設等）について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

## 4 在市外国人に対する対策

### 4-1 外国人への防災知識の普及

市（総合政策部）は、外国人に対して、自らの広報媒体への多言語による防災啓発記事の掲載や多言語による防災啓発パンフレットの作成・配布等多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。

また、市（総合政策部）は、外国人に配慮し避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やJIS規格のピクトグラムの共通化に努める。

<資料編2-18 避難場所ピクトグラム>

### 4-2 地域等における安全性の確保

市（総合政策部）は、外国人の地域等における安全性の確保のため、次の点に留意するものとする。

- ・外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もあり、災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。
- ・自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する体制を推進する。
- ・外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対し、これらの者への防災教育等を実施するよう指導する。

### 4-3 災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保

市（総合政策部）は、災害時に外国人に対し適切な情報提供及び適切な支援を行うため、県とともに通訳・翻訳ボランティア等外国人支援者の確保に努める。

### 4-4 災害時における外国人支援体制の整備

市（総合政策部）は、災害の規模・被害等に応じ「災害多言語支援センター」を設置するなど、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行うことにより、外国人の安全体制の確保に努める。

## 第5節 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・医薬品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

### 1 食料、生活必需品の備蓄、調達体制の整備

#### 1-1 市民の備蓄推進

市民は、各家庭において非常持出品の他、最低3日分（推奨1週間以上）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努める。

市（総合政策部）は、講演会、広報紙、インターネット等各種媒体を通して市民自らの家庭内備蓄に関する啓発を行う。

#### 1-2 市の備蓄方針

市（総合政策部）は、市の地震被害想定（震災対策編第1章第3節参照）における物資供給対象者数3,815人分の食料を現物備蓄や卸業者、小売業者等との協定締結による流通備蓄のほか、国や被災地以外の地方自治体等からの支援物資により確保する。また、生活必需品についても、特に緊急性の高いものは現物備蓄、それ以外のは流通備蓄により確保する。

備蓄場所は、集中備蓄の他、避難場所の位置を考慮した分散備蓄も行う。

#### 1-3 現物備蓄の実施

市（総合政策部）は、緊急に必要となるような食料や生活必需品等を市役所、各支所を中心とし避難場所の位置を考慮し分散して現物備蓄を行う。なお、備蓄に当たっては、要配慮者や食物アレルギーのある者にも配慮した品目選定を行う。

##### ○備蓄品目

- ・食料・・・アルファ米、かゆ、飲料水 等
- ・生活必需品・・・毛布、タオル、携帯トイレ、トイレットペーパー 等

<資料編2-5 市内の現物備蓄の状況>

#### 1-4 調達体制の整備

市（総合政策部）は、要配慮者や女性、子ども、食物アレルギーのある者等の多様なニーズを補完するため、関係機関や卸業者、小売業者等と協定を締結し、次のような品目について調達体制を整備する。

##### ○調達品目

- ・食料・・・弁当、米穀、生鮮野菜、果物、食肉製品、牛乳、飲料水 等
- ・生活必需品・・・肌着、外衣、寝具、洗面用具類、懐中電灯、炊事道具類、紙製食器類、生理用品 等
- ・光熱材料・・・灯油、ポリタンク、LPガス、コンロ、木炭 等
- ・避難行動要支援者用・・・特別用途食品、粉ミルク、ほ乳びん、紙おむつ 等

#### ※特別用途食品

難病患者、透析患者などの病者、乳幼児、妊産婦などの健康保持や回復に適した食品のこと。  
例えば、乳児のための粉ミルクやアレルギー除去食品など様々なものがあり、国の標示許可或いは承認を受けて特別用途食品マークが付けられている。

### 2 防災用資機材の備蓄

市（総合政策部・建設部・水道局）及び消防本部は、消火活動、水防活動、人命救助活動、被災市民等の避難生活等において必要な資機材の備蓄、調達態勢を整備する。なお、市単独の備蓄のほか、必要に応じ、近隣市町村との共同備蓄の推進に努める。

また、市（総合政策部）は救出・救助等における情報収集等を支援するため、無人航空機（ドローン等）等の特殊機材についても、災害時応援協定に基づき、調達体制の整備に努める。

### 3 物資・資機材等備蓄スペースの確保

市（総合政策部）は、必要な物資や資機材等の備蓄を行うに当たり、学校や公民館等避難場所となる施設の空きスペースを積極的に活用するものとする。

### 4 物資の供給体制及び受入体制の整備

市（総合政策部・保健福祉部）は、災害時において混乱なく被災市民等へ物資を供給することができるよう、確保した物資の配送方法の確立等避難場所への供給体制の整備及び被災地外からの救援物資等の受入体制の整備に努める。

## 第6節 災害に強いまちづくり

災害に強いまちづくりを行うため、市は、防災の観点を踏まえたまちづくりの推進、防災上危険な箇所の解消などの市街地対策を総合的かつ計画的に展開する。

### 1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるに当たっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりを実施することが重要である。

#### 1-1 防災に配慮したまちづくりの計画策定の推進

市（建設部）は、災害発生時における市民等の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

#### 1-2 防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの策定の推進

これまで被災地区の状況や今後の防災の観点を考慮しつつ、市の都市計画マスタープランの策定を推進するとともに、これらの市マスタープランや県が策定した都市計画区域マスタープラン等に基づき、市（建設部）は、市民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

### 2 災害に強い都市構造の形成

#### 2-1 市街地開発事業等の推進による防災都市づくり

市（建設部）は、幹線道路、都市河川、公園などを一体的に整備する災害に強いまちづくりを推進する。

#### 2-2 防災機能を有する施設の整備

市（建設部）は、県等関係機関と連携して、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

#### 2-3 避難行動要支援者に配慮した施設の整備

本章第4節3の3-1のとおり整備を推進する。

### 3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

#### 3-1 公園の整備

市（総合政策部・建設部）は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、離着陸場、放送施設等の災害応急対策施設を備え、活動拠点や避難場所となる公園の整備を推進する。

### 3-2 その他公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

### 4 分散型エネルギーの導入拡大

市（市民生活部）は、豊富に存在する地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を検討するとともに、分散型エネルギーの普及を推進し、災害に強い地域づくりを推進する。

## 第7節 土砂災害・山地災害及び豪雨災害等予防対策

豪雨、長雨等発生時の土砂災害からまちを保全し、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、災害危険箇所・区域を設定し、計画的な予防対策を実施する。

### 1 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

土砂災害（崖崩れ・地すべり・土石流）から市民の生命及び身体を守るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12（2000）年法律第57号）」（土砂災害防止法）に基づき、市（建設部）は県と連携して次の対策を実施する。

#### 1-1 土砂災害警戒区域の指定等

- (1) 市（建設部）は、県が土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」（以下、「警戒区域」という。）として指定するに当たり、県に対して協力をを行う。
- (2) 市（総合政策部・建設部）は、警戒区域の指定があった場合、大田原市地域防災計画において、警戒区域毎に、次に掲げる事項について定める。
  - ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
  - イ 避難施設その他の避難場所に関する事項
  - ウ 防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
  - エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制（土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達）に関する事項
  - オ 救助に関する事項
  - カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

<資料編2-36 洪水浸水想定区域等・土砂災害警戒区域等における警戒避難体制>  
<資料編3-7 避難指示等の発令基準>
- (3) 市（総合政策部・建設部）は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域内の地域住民及び要配慮者利用施設に配布する。
- (4) 市（保健福祉部・教育部）は、大田原市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、市長はその旨を公表することができる。  
<資料編2-36 洪水浸水想定区域等・土砂災害警戒区域等における警戒避難体制>

#### 1-2 土砂災害特別警戒区域の指定

市（総合政策部・建設部）は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、市民等に著しい危害が生じるおそれがある区域を県が「土砂災害特別警戒区域」として指定するに当

たり、県に対して協力し、また当該土砂災害警戒区域において次の措置を実施する。

- ・住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限
- ・建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ・土砂災害発生のおそれが切迫し、著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ・勧告等による移転者への融資、資金の確保 等

## 2 宅地造成地災害防止対策

豪雨、長雨等に起因する崖崩れによる造成地の被害を防止するため、市（建設部）は、「都市計画法（昭和43（1968）年法律第100号）」及び「建築基準法（昭和25（1950）年法律第201号）」により、造成地に発生する災害を防止するため、擁壁の構造、敷地の安全等について規制を行う。

## 3 被災宅地危険度判定制度の整備

豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、市（建設部）は県と連携を図り被災宅地危険度判定制度を整備する。

### 3-1 被災宅地危険度判定実施体制の整備

市（建設部）は、大田原市被災宅地危険度判定実施要綱に基づき実施体制の整備を図る。

### 3-2 被災宅地危険度判定士の運用・支援体制の整備

被災宅地危険度判定士の派遣、輸送、判定基準等の運用・連絡網について整備する。

<資料編3-14 大田原市被災宅地危険度判定実施要綱>

## 4 地すべり防止対策

本市では、主に黒羽地区に土砂災害警戒区域（地すべり）等が分布している。この土砂災害警戒区域（地すべり）の実態調査、防止工事、指定地域の管理については、「地すべり等防止法（昭和33（1958）年法律第30号）」により県が行う。

<資料編2-10 土砂災害警戒区域（地すべり）一覧表>

## 5 山地災害等の対策

### 5-1 防止対策等

本市には、山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）が分布しているが、これらの地区については、県が危険度を判定し危険度の高いものから順次対策工事を行う。

### 5-2 市民等への周知

市（総合政策部・建設部）は、県から危険箇所に関する資料の提供を受けるとともに、県が認定した山地防災ヘルパーや山地防災推進員と連携しながら広く市民等に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生の未然防止及び被害の軽減を図る。



## <資料編 2-6 山地災害危険地区一覧表>

### 6 急傾斜地崩壊対策

#### 6-1 急傾斜地崩壊防止工事

土砂災害警戒区域（急傾斜）は、急傾斜地の所有者、管理者、占有者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不相当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所より「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、県が崩壊防止工事を実施する。

#### <資料編 2-7 急傾斜地崩壊危険区域指定状況一覧表>

#### 6-2 土地所有者等に対する防災措置

市（建設部）は、危険箇所調査結果に基づき、危険箇所の土地所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

#### 6-3 市民等への周知

市（総合政策部・建設部）は、県から危険区域に関する資料の提供を受けるとともに、県と協力して、周辺の市民等及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険区域の周知を行う。また、市（総合政策部・建設部）及び県は、市民等に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市（総合政策部・建設部）又は警察に速やかに通報を行うよう周知を行う。

##### ○危険状況判断のための着眼点

- ・降雨量、積算雨量等の増加
- ・崖中途からの地下水の湧出の発生、また急激な増加、減少
- ・斜面に膨らみ、割れ目がみられる
- ・小石が斜面からばらばらと落ち出す

### 7 土石流防止対策

#### 7-1 砂防工事の推進等

本市には、黒羽地区に土砂災害警戒区域（土石流）が分布している。これらの土石流の危険渓流に対する砂防指定地の指定及び砂防工事については、「砂防法（明治30年法律第29号）」により県が行うこととなっている。

#### <資料編 2-8 土砂災害警戒区域（土石流）一覧表>

#### 7-2 市民等への周知

市（総合政策部・建設部）は、県から危険区域に関する資料の提供を受けるとともに、県と協力して、周辺の住民及び要配慮者利用施設等を中心に、広く危険箇所の周知を行う。また、市（総合政策部・建設部）及び県は、市民等に対し、次の事項に注意し、異常を察知した場合、市（総合政策部・建設部）又は警察に速やかに通報をするよう周知を行う。

○危険状況判断のための着眼点

- ・ 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れる音が聞こえる場合
- ・ 溪流の流末が急激に濁りだした場合や流木がまざりはじめた場合
- ・ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合  
（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険がある。）
- ・ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ・ 溪流付近の斜面に落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

## 第8節 水防体制の整備

県は河川水位・雨量情報システムや河川防災ステーション等の水防施設を整備し、市は災害に備えた水防活動体制並びに洪水予報・水防警報等の警戒情報伝達体制等の整備を推進する。

### 1 水防活動体制の整備

#### 1-1 資機材等の整備

市（水防管理団体）は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して、水防倉庫等を設置し、次の基準により、地域の実情に即応した水防器具、資材の整備に努める。

○水防管理団体水防倉庫備蓄基準（令和2年度・栃木県水防計画より）

資機材名	器 具							資 材					
	掛矢	ノコギリ	ツルハシ	スコップ	なた	ペンチ	かま	土のう袋等	シート類	杭鉄木	鉄線	ロープ等	竹
数量	5丁	5丁	5丁	20丁	5丁	3丁	5丁	500袋	100袋	70本	50kg	50kg	15kg

<資料編2-12 水防倉庫・水防資材一覧>

#### 1-2 水防施設の整備

市（水防管理団体）は、水防活動の拠点となる水防施設等の整備に努める。

#### 1-3 観測・伝達体制の強化

市（総合政策部）は、県防災行政ネットワークを通じて河川水位・雨量情報を収集する。また、異常気象時は、防災行政無線（同報系）、インターネット（イントラネット河川監視カメラ）、広報車（消防団車両含む。）等を利用し、市民に対して雨量・水位情報等の提供を行う。

<資料編2-13 雨量・水位観測所一覧（栃木県管理）>

#### 1-4 訓練、研修等による消防団の育成・強化

- (1) 市（水防管理団体）及び消防本部は、平常時から消防団に対する研修会等を実施し、育成・強化に努める。
- (2) 市（水防管理団体）及び消防本部は、計画的に水防訓練を実施する。
- (3) 市（水防管理団体）及び消防本部は、河川ごとに、重要水防箇所等の具体的な水防工法をあらかじめ検討する。

### 2 洪水予報伝達体制の整備

#### 2-1 国が指定して洪水予報を実施する河川

国土交通省関東地方整備局は、洪水により経済上重大な損害を生ずるおそれがある河川を指定する

とともに、指定した河川毎に、洪水予報を気象庁と共同して関係機関に通知を行う体制を整備する。

市（総合政策部）は、水防計画に基づき、予報通知受領後、関係機関に迅速かつ確実に伝達するため、伝達体制の整備・見直しを常に行い、必要がある場合は、改善に努める。

<資料編 2-14 洪水予報河川（国）>

## 2-2 県が指定して洪水予報を実施する河川

県は、国土交通省が指定した河川1（1）以外で流域面積が大きく相当な被害を生じるおそれがある河川をあらかじめ指定するとともに、指定した河川毎に、洪水予報を宇都宮气象台と共同して関係機関に通知を行う体制を整備する。

<資料編 2-15 洪水予報河川（県）>

## 3 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

市（総合政策部）は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

## 4 洪水浸水想定区域等における対策

市（総合政策部）は、洪水浸水想定区域の指定及びダム下流河川の浸水想定範囲の情報提供があった場合、少なくとも浸水想定区域等毎に、次の事項を市地域防災計画に定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により市民等及び要配慮者利用施設等に周知を図る。

- ・洪水予報等の伝達方法
- ・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ・その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- ・地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
- ・要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その名称及び所在地
- ・市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地
- ・市（総合政策部）は、市地域防災計画に定めたこれらの施設等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- ・市（総合政策部）は、国や県の協力の下、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布した上で、その有効利用を進める。
- ・市（保健福祉部・教育部）は、市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援するものとし、必要な指示を

することができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- ・市長（水防管理者）は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたとときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

<資料編 2-36 洪水浸水想定区域等・土砂災害警戒区域等における警戒避難体制>

## 5 水防警報伝達体制の整備

国土交通省関東地方整備局及び県は、洪水により重大な損害を生じるおそれがあると認めて指定した河川について、水防警報を発し、水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与える体制を整備するとともに、水防警報を円滑かつ確実に伝達できるよう、県水防計画に基づく伝達体制を河川毎に確保する。

<資料編 2-16 水防警報（国）>

<資料編 2-17 水防警報（県）>

## 6 河川管理施設等の水害予防対策

### 6-1 平常時の予防対策

河川管理者、水防管理者は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。

また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平常時から関係機関との協議調整を図る。

### 6-2 事業計画

ア 河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池等の河川整備を実施する。

イ 水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

## 7 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災対策協議会」、「栃木県減災対策協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築し、また、近年の激甚な水害・土砂災害、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、県内の各流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害・土砂災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

## 第9節 農林業関係災害予防対策

災害の発生に際して、農林業被害を最小限に抑えるために、市及び関係施設等の管理者等は、施設整備等の予防対策を実施する。

### 1 農地・農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

市（産業文化部）及び県は、その実施と老朽化等により施設の改良が必要なものは、国・県の補助事業等により改善するよう指導する。

#### 1-1 共通的な対策

##### (1) 管理体制の整備

農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

##### (2) 施設等の点検

農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

#### 1-2 農業用ため池施設対策

農業用ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、補助事業等を活用し整備、改良に努める。

#### 1-3 林道施設対策

林道の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、災害時に重要物流道路や緊急輸送道路等の重要路線が使用不能な状態となった場合に、集落間の連絡林道で代替路となり得る路線については、計画的な整備等に努める。

### 2 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合及び市等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

#### 2-1 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

## 2-2 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

## 第10節 防災気象情報の観測・収集・伝達体制の整備

市は、警戒情報の収集及び伝達体制の整備に努めるとともに、各機関の情報の相互利用体系の確立に努める。

### 1 気象情報等の収集

#### 1-1 宇都宮地方気象台から発表される気象注意報、警報の収集

市（総合政策部）は、日頃から栃木県防災行政ネットワーク、防災気象情報提供システム（気象庁）等を通じて、気象注意報、警報等の情報収集に努める。発表される気象注意報、警報は次のとおりである。

<資料編1-3 地域気象観測所（気象庁管理）>

<資料編1-4 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準>

#### 1-2 県と宇都宮地方気象台とが共同して発表する土砂災害警戒情報の収集

市（総合政策部）は、土砂災害警戒情報が発表された場合、栃木県防災行政ネットワーク等を利用し、土砂災害警戒情報に係る詳細な情報を入手し土砂災害による被害防止に万全を期す。

#### 1-3 河川水位・雨量データの収集

市（総合政策部・建設部）は、重要水防河川に設けられている水位観測所及び雨量観測所から、栃木県防災行政ネットワーク等を通じて水位情報・雨量情報を入手し水防体制に万全を期す。

<資料編1-3 雨量・水位観測所一覧（国管理）>

<資料編2-13 雨量・水位観測所一覧（栃木県管理）>

### 2 気象情報等の伝達

市（総合政策部）は、災害に結びつくと思われる気象情報については、次の手段等をもって関係市民等への周知に努める。

- (1) 市防災行政無線（同報系）による周知
- (2) 広報車（市職員、消防職員、消防団員、警察官）による周知
- (3) 自治会、自主防災組織、防災士への連絡
- (4) よいちメールによる周知
- (5) 市ホームページによる周知
- (6) 市公式SNSによる周知



## 第11節 情報・通信システムの整備

災害時には、通信施設の損壊や送電線の切断等の通信機能への多大な被害が予想される。このため、複数ルートによりバックアップされた情報通信システムを整備し、防災関係機関との連絡や災害対策本部の情報収集・伝達機能を確保する。

### 1 通信体制の整備

災害時における被害を最小限に食い止めるためには、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が不可欠である。そのため通信施設等の整備を図り、通信連絡機能の維持に努める。

#### 1-1 市防災行政無線

現在市内には、同報系の防災行政無線が整備されている。防災行政無線は、避難指示等の重要な情報を速やかに多くの地域に伝達するには有効であるため、平常時より定期保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持するよう努める。

<資料編2-20 市防災行政無線システム屋外スピーカー設置箇所>

#### 1-2 大田原市行政イントラネット河川監視カメラ

現在市内には河川監視カメラが8台設置されており、河川の水位の状況をリアルタイムに把握することができる。この映像は、市ホームページからアクセスできる映像配信サービス(YouTube)で確認することができる。

○河川監視カメラ設置箇所



### 1-3 栃木県防災行政ネットワーク

市（総合政策部）は、県、県内市町及び防災関係機関と迅速かつ的確な情報連絡を行うため、栃木県防災行政ネットワークの活用を図る。このネットワークにより、衛星系無線及び移動系無線により通信回線が確保され、音声やFAXによる災害情報の受伝達をはじめ、画像の受伝達が行えるとともに、地震情報や気象情報が自動配信される。

<資料編2-21 栃木県防災行政ネットワークの設置及び管理運営に関する協定書>

### 1-4 災害時優先電話（一般電話・携帯電話）

災害が発生した場合、被災地等から市への通話が集中することが予想されるため、緊急な通話が優先的に取り扱われるよう、あらかじめ災害時優先電話を登録しておく。

<資料編2-22 災害時優先電話登録一覧>

### 1-5 よいちメール

よいちメールは、市民へ防災情報（土砂災害警戒情報、水防警報等）等を携帯電話メールを利用し提供するものであり、市（総合政策部）は、メール配信の加入を市民に広報紙等を通じて周知に努める。

## 第12節 避難体制の整備

避難場所等の選定、避難誘導體制、避難場所運営体制の整備を促進するとともに逃げ遅れをなくするため、「自らの命は自らが守る」という意識のもと、早期避難の重要性を市民等に周知する。

### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

#### 1-1 指定緊急避難場所の指定

(1) 市（総合政策部・保健福祉部）は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得たうえで指定緊急避難場所（以下「緊急避難場所」という。）として指定し、地域防災計画に定めておく。

現在指定している箇所が適切でない判断された場合、整備又は、指定替えを行う。

指定・解除に際しては、その旨を県等に通知するとともに、公示する。

(2) 災害対策基本法の基準に基づき、管理体制、安全性等を考慮して指定するものとする。

(3) 市（総合政策部・保健福祉部）は、災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、緊急避難場所から避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

#### 1-2 指定避難所の指定

(1) 市（総合政策部・保健福祉部）は、発生しうる災害の想定を踏まえ、公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で指定避難所（以下「避難所」という。）として指定し、市町地域防災計画に定めておく。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でない判断された場合、整備又は、指定替えを行う。

指定・解除に際しては、その旨を県等に通知するとともに、公示する。

(2) 災害対策基本法の基準に基づき、施設の規模、災害の影響、物流機能等を考慮して指定するものとする。

(3) 避難所の指定については、上記（2）の基準に加えて、次のことにも留意すること。

ア 原則として地区別に指定し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

イ 耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。

ウ 生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと。

エ 緊急避難場所と避難所は、相互に兼ねることができること。

(4) 管内の公共施設のみでは避難所を確保することが困難な場合には、旅館やホテル等を活用できるよう事前に協定を締結するなどしておく。

#### 1-3 指定福祉避難所の指定

(1) 市（保健福祉部）は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者が、避難

所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定福祉避難所として指定し、地域防災計画に定めておく。

現在指定している箇所が適切であるか随時確認を行い、適切でない判断された場合、整備、又は、指定替えを行う。

指定・解除に際しては、その旨を県等に通知するとともに、受入れ対象者を特定の上、公示する。

(2) 指定に当たっては、1-2に記載する指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づき、指定するものとする。

ア バリアフリー化された施設であること。

イ 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。

(3) 福祉避難所の指定には、バリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適しており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易である介護保険施設、障害者支援施設等の施設を活用すること。

<資料編2-19 避難場所一覧>

(4) 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

#### 1-4 避難所の整備

市(総合政策部)は、避難所の整備に当たっては、高齢者、乳幼児、女性等に配慮しながら、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のようなことに留意するものとする。

○整備に当たっての留意事項

- ・避難収容施設においては、耐震性を確保すること。
- ・電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障害者や聴覚障害者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- ・換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- ・帰宅困難者、観光客等地区外の避難者の避難に資するため、標識(平成28(2016)年3月28日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)・総務省消防庁国民保護・防災部防災課長連名による事務連絡「災害種別図記号による避難場所表示の標準化の取組について」で使用すること等を指示された平成28(2016)年3月22日付でJISにおいて、制定・改正され、公示されたピクトグラム)の共通化、誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため多言語表示シート等を整備しておくこと。
- ・食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- ・要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレ、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を設置できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- ・要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- ・体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- ・通信事業者(東日本電信電話(株)外)の協力を得て、災害発生時に速やかに避難場所へ非常用固定電話や公衆無線LAN(Wi-Fi)等の通信施設が設置できるよう、あらかじめ設置場所

等を定めておくこと。

- ・必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。
- ・安否情報システムの使用が可能となる通信環境の整備や人員等の確保について検討しておくこと。

#### <資料編 2-18 避難場所ピクトグラム>

### 1-5 学校等における竜巻被害対策としての緊急避難場所の確保

学校等の管理者は、竜巻災害に備えて、児童・生徒等の身の安全を守ることが可能な安全な避難場所を確保するように努める。

また、登下校時の安全確保の方策についても確立するよう努める。

## 2 避難に関する知識の周知徹底

市（総合政策部）は、避難の万全を図るため、各種手段や広報を活用して、緊急避難場所の位置、避難経路、避難に当たっての注意事項、緊急避難場所への持出品、警戒レベルとそれに応じて市民等がとるべき行動、避難指示等の市民等に行動を促す情報等の意味等避難に必要な知識等について幅広い年代の市民等への周知徹底に努め、企業、事業所等はこれに協力する。

さらに、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

### 2-1 主な周知方法

- ・自主防災組織等を通じた周知
- ・標識、誘導標識、案内板等の設置による周知
- ・ハザードマップ配布による周知
- ・広報紙、市ホームページ、よいちメール、市公式 SNS 等による周知

### 2-2 避難市民等への注意事項及び携行品

#### (1) 注意事項

- ・車両による避難は、原則として禁止する。
- ・避難に際しては必ず電気、火気、危険物等の始末を完全に行う。  
(会社、工場等にあつては、油脂類の流出、発火性薬品、電気、ガス等の安全措置)
- ・携行品はリュック等に入れ、両手の自由を確保し、過重な携行を避ける。

#### (2) 携行品の内容

- ・貴重品（保険証、預貯金通帳、印鑑、証明書）
- ・食料品（水、応急食料、高齢者や幼児用食品）
- ・応急医療品
- ・衣類（肌着、防寒着等）
- ・その他（ラジオ、懐中電灯）

### 3 避難実施・誘導體制の整備

#### 3-1 避難基準の設定

市（総合政策部）は、土砂災害や浸水が予想される地域の住民に対する避難指示等を行う場合の基準を設定するものとする。

その際、国の避難指示等に関するガイドラインに示されている情報等により検討、設定する。

また、対象区域をあらかじめ設定して、当該区域内の世帯数・居住者数と避難行動要支援者の状況、要配慮者利用施設の所在状況など避難指示等の実施に当たって必要となる情報を事前に把握・整理しておき、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

#### 3-2 避難指示等の伝達手段の整備

市（総合政策部）は、土砂災害や、浸水が予想される地域の住民に避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第11節のとおり、通信施設の整備を推進するとともに、職員による広報車等での伝達や、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、緊急速報メール等多様な伝達手段の整備に努める。特に、避難行動要支援者に対しては、障害の状況に応じて、文字放送や読み上げ機能のある電子メール等の活用を図るなど、十分に配慮する。

#### 3-3 避難誘導體制の確立

##### (1) 各機関連携による地域の避難体制の確立

市（総合政策部）は、消防機関、警察、自主防災組織等の協力を得て、発生しうる被害の想定を踏まえ、平常時から次のことに留意して避難誘導體制を確立しておく。

- ・各地区・区域毎に事前に責任者を決定しておくこと。
- ・地区の実態に応じ、避難経路を2箇所以上選定しておくこと。
- ・避難行動要支援者の安全確保及び優先避難を考慮すること。
- ・避難経路となる道路の安全性の向上に努めること。
- ・水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めること。
- ・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練を実施すること。

##### (2) 避難時に困難が生じると予想される者への対策

###### ア 帰宅困難者対策

震災対策編第2章第11節5に準ずる。

###### イ 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市（総合政策部）及び消防本部は、デパート等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

### 4 避難所管理・運営体制の整備

#### 4-1 避難所管理・運営体制の確認

市（総合政策部）は、各避難所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、避難所がスムーズに開設・運営できるよう、避難所管理・運営マニュアルを作成するとともに責任者への連絡手段・方法、

地元自治会との協力体制等を毎年度確認しておく。

#### 4-2 職員派遣体制の整備

市（総合政策部）は、災害発生初期において避難所管理・運営を円滑に行うため、避難所への職員派遣基準及び体制を事前に明確にしておく。

#### 4-3 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市（総合政策部・保健福祉部）は、円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得るなど連携して避難所運営体制を事前に検討しておく。

#### 4-4 指定管理者等との役割分担の明確化

市（総合政策部）は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

#### 4-5 専門家等との情報交換

市（保健福祉部・教育部）及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

### 5 市外避難者受入対策

震災対策編第2章第11節2に準ずる。

## 第13節 消防・救急・救助体制の整備

被災者の救助活動・応急措置・救急運搬等のため、消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

### 1 組織の充実強化

市（総合政策部）及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。特に、団員の減少や高齢化の問題を抱える消防団について、機能別消防団員制度等を導入して団員の確保と資質の向上を図る。

<資料編2-2 大田原市消防団組織概要>

### 2 救急・救助用車両・資機材等の整備

消防本部は、救急・救助隊の増強を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。

### 3 医療機関との連携強化

消防本部は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。



## 第14節 保健医療体制の整備

負傷者への医療救護活動や保健活動のため、保健医療体制等の整備・充実を図る。

### 1 保健医療体制の整備

市（保健福祉部）は、県及び医療機関等と連携し、次のような保健医療体制の整備を図る。

- (1) 消防機関及び関係医療機関と連携し、救護所に充てるべき建物・場所を調査し、その一覧を作成しておく。
- (2) 救護所に備えるべき器材をあらかじめ検討し、その確保方法を確立しておく。  
また、臨時・移動式救護所を開設するための資材（天幕、テント等）の整備を図る。
- (3) 救護班の編成及び出動体制を確立する。
- (4) 管内における被災者搬送先医療機関体制を整備する。

### 2 保健医療体制の確保

医療機関においては、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- (1) 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- (2) 年間2回以上避難訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。
- (3) 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- (4) 病院、診療所においては、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮を図る。  
また、介護老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。
- (5) 災害時の負傷者等の応急手当のできる体制を確立しておく。

## 第15節 緊急輸送体制の整備

被災地域へ応急対策人員、救援物資等の緊急輸送体制の整備を図る。

### 1 緊急輸送道路の周知

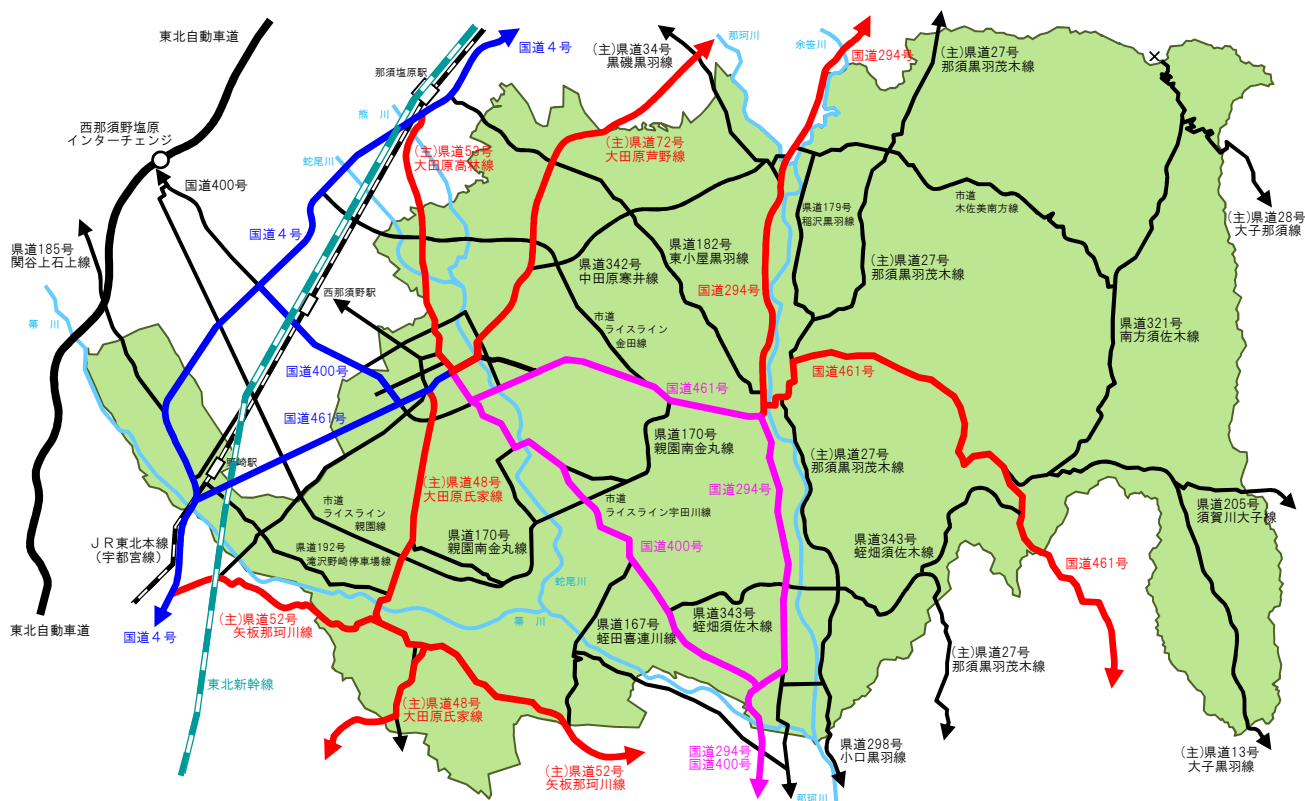
市（総合政策部・建設部）は、県の指定している緊急輸送道路を把握し、各部等関係機関に対して周知徹底を図る。

#### ○本市の緊急輸送道路の状況

市内で緊急輸送道路に指定されている路線は次のとおりであり、隣接市町の主要道路と接続し、また、本章第16節で定める防災拠点や、主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

区分	指定道路
第1次緊急輸送道路	国道4号、国道461号の一部、国道400号の一部
第2次緊急輸送道路	国道400号の一部、国道294号の一部、国道461号の一部
第3次緊急輸送道路	国道461号の一部、国道294号の一部、 主要地方道大田原高林線、主要地方道矢板那珂川線、 主要地方道大田原芦野線、主要地方道大田原氏家線

#### ○緊急輸送道路指定路線マップ



第1次緊急輸送道路	
第2次緊急輸送道路	
第3次緊急輸送道路	

## 2 陸上輸送体制の整備

### 2-1 道路・橋りょうの整備

市（建設部）は、災害時における道路機能を確保するために、道路、橋りょうの整備に当たっては、災害に強い施設の整備を推進する。また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

### 2-2 情報収集・連絡体制の整備

市（建設部）は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

## 3 空中輸送体制の整備

市（総合政策部）は、台風や豪雨時に、道路が土砂崩れ、冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、離着陸場候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し定める。

また、市（総合政策部）は、本章第16節3のとおり、必要な措置を実施する。

## 4 関係機関との連携による輸送体制の強化

### 4-1 建設関係機関との連携体制

市（建設部）は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、平常時から大田原市建設業協会等と連携体制の強化に努める。

### 4-2 物資輸送機関との連携体制

市（総合政策部・市民生活部）及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、平常時から物資輸送機関と連携体制の強化に努める。

## 第16節 防災拠点の整備

大規模災害発生時における迅速かつ確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく。

### 1 災害対策活動拠点の種類

#### 1-1 災害対策本部

市（総合政策部・経営管理部）は、市災害対策本部となる市役所本庁舎について、必要な整備を実施していく。

また、被災により市役所本庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておく。

#### 1-2 広域災害対策活動拠点

県が県営大規模公園を中心に、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の後方活動及び野営の拠点として整備するものである。

区 分	施 設 名	住 所	電話番号
広域災害対策活動拠点	那須野が原公園	那須塩原市千本松801-3	0287-36-1220

#### 1-3 地域災害対策活動拠点

県が県立高等学校を中心に、被災地への捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動や必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う拠点として整備するものである。

また、道の駅については、避難場所や捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動拠点など地域における防災拠点として位置づけ、県は市（産業文化部）や関係機関と連携しながら、道の駅の防災機能の充実・強化の取組を促進する。

区 分	施 設 名	住 所	電話番号
地域災害対策活動拠点	大田原高等学校	大田原市紫塚3-2651	0287-22-2042
	大田原女子高等学校	大田原市元町1-5-43	0287-22-2073
	黒羽高等学校	大田原市前田780	0287-54-0179
	道の駅那須与一の郷	大田原市南金丸1584-6	0287-23-8641

#### 1-4 広域物資拠点（一次集積拠点）

県は、全国からの支援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点として、県有施設や県営都市公園、また、（一社）栃木県トラック協会及び栃木県倉庫協会と締結した災害時協定に基づき、同協会会員施設からあらかじめ幹線道路からのアクセス等を踏まえて複数の候補施設を選定して、広域物資拠点を確保するよう努める。

### 1-5 地域物資拠点（二次集積拠点）

市（総合政策部）は、市施設を中心に、避難所への支援物資の提供を行うための中継の役割等を担う地域物資拠点の必要な整備を図る。

### 2 災害対策活動拠点の主な設備等

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備を行っていく。特に、災害時において中枢の役割を担う市災害対策本部となる施設については、計画的に整備を推進するとともに、災害時に有効に機能するよう適切に維持管理を行う。

- (1) 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- (2) 非常用電源
- (3) 県防災行政ネットワーク
- (4) 耐震性貯水槽（飲料水兼用）、防火水槽
- (5) 備蓄倉庫

### 3 離着陸場の整備

市（総合政策部）は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、離着陸場について、施設等の管理者等と協議して選定し、定めておくとともに、必要に応じて通信機器等の必要な機材について整備しておくよう努める。

また、離着陸場候補地のうち、飛行場外離着陸場又は緊急離着陸場として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

<資料編2-23 飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領>

<資料編2-24 飛行場外・緊急離着陸場一覧>

## 第17節 建築物災害予防対策

強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、雨による地下空間等浸水防止対策等必要な防災対策を図る。

### 1 一般建築物に対する予防対策

#### 1-1 地下空間浸水対策

市（建設部）は、「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき、防水扉及び防水板の整備など建物や地下空間等を浸水被害から守るための対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

#### 1-2 電気設備の浸水対策

県及び市（建設部）は、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」に基づき、浸水リスクの低い場所へ電気設備の設置など建築物の機能継続に向けた浸水対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

#### 1-3 落下物・飛来物防止対策

市（建設部）は、風水害等発生時における建築物からの落下物を防止できるよう、定期報告等の機会を通じて管理者に対して適切な改善指導を行う。

また、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛来しないよう指導に努める。

### 2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

#### 2-1 防災上重要な公共建築物

- (1) 防災拠点（災害対策活動拠点等）〈本章第16節参照〉
- (2) 医療救護活動の施設（病院、保健センター等）
- (3) 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- (4) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (5) 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設等）

#### 2-2 防災対策の実施

##### (1) 防災設備等の整備

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- ア 非常用電源の確保
- イ 配管設備類の固定・強化
- ウ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備

エ その他防災設備の充実

3 石綿含有建材使用建築物への予防対策

このことについては、震災対策編第2章第16節6の規定に準ずる。

## 第18節 公共施設等災害予防対策

上下水道等の公共施設について安全性を考慮した施設整備に努める。

### 1 上水道施設

上水道施設の管理者（水道局）は、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

#### (1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

#### (2) 防災体制の編成

防災体制の編成、分担業務、緊急連絡系統図等を作成する。

#### (3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、貯水施設内の水を安全に確保するよう緊急しゃ断弁等を設置するよう努める。

#### (4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備、軽油等の非常用燃料タンク設備の設置に当たっては、台風、豪雨等の発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

#### (5) 施設の維持管理

施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させるとともに、消火機器、中和薬剤、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

#### (6) 配水管路等の改良

老朽管及び耐震適合性の低い管路の布設替えを計画的に行い、管路の強靱化に努める。

#### (7) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

#### (8) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

<資料編2-25 上水道施設一覧表>

#### (9) 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要になる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

### 2 下水道施設

#### (1) 施設の整備

下水道施設の管理者（水道局）は、施設の新設、増設に当たっては、風雨や降雪に対して堅牢な構造とするとともに、河川敷内に伏越し水管橋及び放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。また、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

#### (2) 危険箇所の改善



下水道施設の管理者は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

<資料編 2 - 2 6 下水道施設一覧表>

### 3 廃棄物処理施設

施設管理者は、災害時においても、災害廃棄物及びその他の通常の廃棄物（以下「災害廃棄物等」という。）を迅速かつ円滑に処理することができるよう、施設の強靱化や体制整備等の対策を講じておく。

## 第19節 危険物施設等災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、市、県及び事業者等関係機関は、連携して各種予防対策を実施する。

### 1 消防法上の危険物

本市には、危険物施設等が令和5（2023）年10月現在631箇所ある。その施設について、適時、消防本部が必要な安全対策の指導を行っている。

消防本部及び「消防法（昭和23（1948）年法律第186号）」上の危険物を取り扱う施設（以下、本節において「危険物施設」という。）の所有者等は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平常時から次により危険物施設の安全確保に努める。

<資料編2-28 消防法上の危険物>

<資料編2-29 危険物規制対象数>

### 2 危険物施設の所有者等が実施する対策

- (1) 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- (2) 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- (3) 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- (4) 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- (5) 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

### 3 消防本部が実施する対策

- (1) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- (2) 震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。
- (3) 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- (4) 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

#### 4 放射性物質事故対策

- (1) 市（総合政策部・保健福祉部）、県及び消防本部は、県が策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知し、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。
- (2) 市（総合政策部）、県、消防本部は放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱い物質の種類等の把握に努める。
- (3) 市（総合政策部）は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化する。

## 第20節 学校、社会施設等の災害予防対策

学校における学校安全計画等の作成や児童生徒等及び教職員に対する防災教育等を推進する。

### 1 公立学校の対策

#### 1-1 学校安全計画等の作成

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校（以下「学校等」という。）の長（以下「校長等」という。）は、「学校保健安全法（平成20（2008）年法律第73号改題）」に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、地域・学校の実態、地域の特性等に応じ、大規模災害時における幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

<資料編2-30 学校安全計画・危機管理マニュアル>

#### 1-2 学校等の防災体制の確立

##### (1) 事前対策の確立

校長等は、台風や雷、豪雨、降雪時の児童・生徒等の安全確保のために、適切な指示や支援をするため、必要な知識や技能を身に付けるとともに、役割分担等を明確にした上で、学校の防災管理・組織活動を具体的に示した学校防災マニュアルの充実を図る。

##### (2) 応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童・生徒等の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童・生徒等に教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

##### (3) 施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

#### 1-3 児童・生徒等及び教職員に対する防災教育

校長等は、学校教育を通じて児童・生徒等に対する防災教育の充実に努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

##### (1) 防災教育の充実

学校等では、学校安全計画に基づき、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

###### ① 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施に当たっては、地域の自然環境や過去の災害の事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

その際に、県（教育委員会事務局）が作成した防災関係指導資料や、国が作成した防災教育用読本等の啓発資料をはじめ、県防災館等の施設の活用などに配慮する。

## ② 支援者としての視点から、社会に参画する意識を高める防災教育の推進

災害発生時に、児童・生徒等が自らの安全を守るとはもとより、その発達の段階に応じて進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

## ③ 体験的・実践的な防災教育の推進

市（教育部）及び県は学校等における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

### (2) 避難訓練の実施

学校等における避難訓練の実施に当たっては、実践的な想定を行うなど災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域の関係機関と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど訓練方法の工夫を行う。

### (3) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

市（教育部）及び県は、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

<資料編2-31 公立学校等一覧>

## 2 社会教育施設の対策

### 2-1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、歴史資料館等の社会教育施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

### 2-2 社会教育施設の防災体制の確立

#### (1) 事前対策の確立

施設管理者は、災害発生時の利用者の安全確保のために、事業の運営・継続・中止について、事業運営担当者との連携を図り、事前対策を確立しておく。

#### (2) 応急対策への備え

施設管理者は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関、情報手段、水道や電気等ライフライン途絶時の安全確保などの防災応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

#### (3) 施設・設備の安全管理

施設管理者は、施設・敷地や避難通路の安全の確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検・使用法の習熟等の安全対策を講じる。

### 2-3 利用者、地域住民及び職員に対する防災教育

市（産業文化部、教育部）は、社会教育を通じて市民等に対する防災教育の充実に努め地域における防災の知識や避難方法等の習得について機会を充実する。

#### (1) 防災教育の充実

ア 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した市民等への防災教育の充実に努める。

イ 防災教育の実施に当たっては、市民等が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう配慮する。

ウ 災害発生時に、市民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む仕組みづくりや学習機会を充実する。

(2) 避難訓練の実施

1-3(2)に準ずる。

(3) 職員の防災意識の高揚と指導力の向上

1-3(3)に準ずる。

3 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じ必要な対策を行う。

4 文化財災害予防対策

市（産業文化部）及び県は、市民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策の促進を図る。

(1) 文化財等の所有者、管理者若しくは管理団体又は文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。

(2) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者に明確に把握させておくとともに、防火標語等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。

(3) 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

## 第21節 自治体・消防・省庁・自衛隊等における応援・受援

災害時又は災害のおそれがある場合の人員派遣を基本とした相互応援体制を整備するとともに、県内のみで支援することが出来ない場合に備え、他の自治体や関係機関との応援・受援体制を整備する。

### 1 市町相互応援体制の整備

#### 1-1 県内市町間相互応援協定

市（総合政策部）は、県内全市町間で締結した「災害時における市町相互応援協定」を実施する体制の整備に努める。

<資料編2-32 災害時における市町相互応援関係>

#### 1-2 県との連携強化

市（各部）は県の行う市町防災担当職員に対する説明会等の開催、各種防災訓練の合同実施等を行い、より一層の連携体制の強化に努める。

#### 1-3 その他災害時相互応援協定の締結の推進

市（総合政策部）は、できるだけ多くの県内外の市町村との災害時応援協定締結に努め、締結後は、事前に協力内容、輸送方法、応援・受援体制等について確認し、マニュアル化しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

<資料編2-33 応援協定締結一覧>

### 2 県内市町における大規模災害に備えた受援計画

#### 2-1 受援計画及び体制の整備

県は、大規模災害発生により県内市町において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に備えて、災害時広域受援計画を策定し、県・市町が一体となった「チーム栃木」としての県内の連携に加え、他都道府県・関係機関からの支援を、市町が、迅速かつ的確に受け入れられるよう、被災市町を応援する体制の充実を図る。

市（総合政策部）は、他都道府県・関係機関及び県内他市町からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するために受援計画を策定し、支援を受け入れる体制（受援体制）の構築に努めるものとする。

県及び市（総合政策部）は、応援・受援に関する連絡・要請方法の確認を含めた訓練を実施する。

### 3 県内消防相互応援体制の整備

#### 3-1 協定の適切な運用

消防本部は、特殊災害消防相互応援協定並びにその他隣接地区消防本部と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

### 3-2 栃木県広域消防応援等計画による充実強化

消防本部は「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について熟知し、消防機関の有機的連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

<資料編2-34 特殊災害消防相互応援協定書>

<資料編2-35 栃木県広域消防応援等計画>

### 4 消防本部、警察及び自衛隊との連携体制の強化

市（総合政策部）は、大規模災害発生時において、消防本部、警察及び自衛隊の各機関が連携を密にして、初期の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう平常時より相互の連絡体制を明確にしておく。

### 5 協定先機関等との連携

市（総合政策部）は、災害時に市民に対する医療救護、輸送、物資供給、情報収集伝達等の活動を適切に行い、市民の安全と市民生活の早期安定を確保するため、これらを行う機関と応援協定を締結し、連絡体制の充実を図る等平常時より連携を強化しておくとともに、要請手順、調達方法、経費負担等の確認を行っておく。



## 第22節 孤立集落災害予防対策

災害時に道路や通信の途絶により孤立する可能性がある地区に対して、情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

### 1 現状と課題

本市では、災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（以下「孤立可能性地区」という。）が平成27（2015）年4月1日現在で17箇所存在している。

### 2 孤立可能性地区の実態把握

市（総合政策部）は、孤立可能性地区について、平時から現状の把握に努める。

### 3 未然防止対策の実施

#### 3-1 道路の整備

市（建設部）は、孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所や孤立可能性地区に通じる道路で耐震化の必要な橋りょうについて対策工事を推進する。

#### 3-2 通信手段の確保

市（総合政策部）は、孤立可能性地区においては、衛星携帯電話の配備や災害時優先電話の登録など通信手段の確保に努める。

### 4 発生時に備えた取り組みの実施

#### 4-1 市の取り組み

市（総合政策部）は、孤立可能性地区について、災害時の連絡担当者を把握しておくなど、情報連絡体制の整備を図るとともに避難先となり得る施設を把握し、非常用電源設備の整備や、水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等の備蓄を行う。その他、ヘリコプターの緊急離着陸場に適した土地の確保に努める。

#### 4-2 市及び県の取り組み

市（総合政策部）及び県は、孤立可能性地区における自主防災組織化及び消防団等の資機材整備促進を支援する。また、自主防災組織及び一般世帯での備蓄や、自主防災組織等による防災訓練等の実施を推進する。

#### 4-3 孤立可能性地区の市民等の取り組み

孤立可能性地区に住む市民等は、本章第5節1に記載の市民等の備蓄量3日分を含め、全体で1週

間程度の量を確保しておくよう努める。

また、孤立可能性地区の自主防災組織・自治会・事業所等は、行政機関等が到着するまで、連携協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信するため、操作や手順等の訓練を実施する。

## 第23節 災害廃棄物等の処理体制の整備

災害廃棄物等の円滑かつ迅速な処理体制の整備を図る。

### 1 現状

東日本大震災、平成27（2015）年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風等において大量の災害廃棄物を処理したことを踏まえると、処理業者と連携することで適正かつ迅速に処理することが出来る。

### 2 災害廃棄物等の処理体制の整備

#### 2-1 市の対策

市（市民生活部）は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。

また、市（市民生活部）は、あらかじめ仮置場の設置・運用等を示した「災害廃棄物処理計画」に基づき、平時の備えについて努める。

#### 2-2 処理業者の対策

処理業者は、事業継続計画の策定、処理施設における災害対策の強化等に努める。

#### 2-3 県（環境森林部）の対策

県（環境森林部）は、市町等や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「栃木県災害廃棄物処理計画」（令和3（2021）年7月栃木県）に基づき必要な支援を行う。

# 第3章 応急対策

## 第1節 災害対策本部・災害警戒本部の設置

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害の規模に応じた災害対策の中核となる本部を設置し、県及び防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

### 1 市の活動体制

災害の規模に応じた市の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

配備体制	適用基準	本部設置	参集する職員
第1配備 (情報収集・準備)	1. 気象警報が発表されたとき。 2. 台風等の発生により被害が予想される時 3. その他総合政策部長が必要と認めたとき。	災害警戒本部	危機管理課及び第1配備体制に該当する職員
第2配備 (警戒)	1. 中規模災害が発生したとき又は発生が予想される時。 2. その他副市長が必要と認めたとき。	災害警戒本部	危機管理課及び第2配備体制に該当する職員
第3配備 (災害対応)	1. 市内に災害救助法が適用されたとき。 2. 大規模災害が発生したとき又は発生が予想される時。 3. その他市長が必要と認めたとき。	災害対策本部	災害対策本部に 関係する職員全 員

(注) 配備要員の編成については、配備区分ごとにあらかじめ定めておく。

<資料編3-1 配備体制>

### 2 災害警戒本部（第1配備体制）

市（総合政策部）は、気象警報が発表されたとき、台風等の発生により被害が予想される時、総合政策部長を本部長とし、情報収集、調査を行うため災害警戒本部（第1配備体制）をとる。総合政策部危機管理課職員及び第1配備体制に該当する職員は、直ちに登庁し、次の措置を講じる。

#### 2-1 災害警戒本部（第1配備体制）の設置及び解散

##### (1) 災害警戒本部設置（第1配備体制）の基準

次のいずれかに該当する場合に災害警戒本部（第1配備体制）を設置する。

- ア 気象警報が発表されたとき
- イ 台風等の発生により被害が予想される時
- ウ その他総合政策部長が必要と認めたとき

## (2) 設置場所

災害警戒本部（第1 配備体制）は、大田原市本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害警戒本部（第1 配備体制）を設置することができない場合は、総合政策部長の指定する場所に設置する。

## (3) 災害警戒本部（第1 配備体制）の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部（第1 配備体制）は解散する。

- ア 被害の発生するおそれがなくなったと本部長が認めたとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
- ウ 災害警戒本部（第2 配備体制）に移行したとき。

## 2-2 災害警戒本部（第1 配備体制）の業務

災害警戒本部（第1 配備体制）は、次の災害対策業務を行う。

### (1) 災害に関する情報の収集

### (2) 被害情報の把握

- ア 被害が発生した日時、場所
- イ 被害の程度
- ウ 被害に対してとられた措置
- エ その他必要な事項

### (3) 被害情報の県への報告

### (4) 必要に応じて関係部局等への通報

### (5) 必要に応じて市長等への報告

### (6) 災害応急対策(小規模)

## 2-3 災害警戒本部（第1 配備体制）の組織及び運営

災害警戒本部（第1 配備体制）の組織及び運営は、大田原市災害警戒本部設置要綱の定めるところによる。

<資料編3-2 大田原市災害警戒本部設置要綱>

## 2-4 代決者

本部長（総合政策部長）不在時等の意思決定は副本部長（危機管理課長）が行う。

## 2-5 参集職員

災害警戒本部（第1 配備体制）を設置した際に参集する職員は危機管理課職員及び湯津上・黒羽支所当番職員とし、事態の悪化にともない総合政策部長、総合政策部・経営管理部待機当番班、建設部待機当番班、福祉課社会福祉係当番職員、上下水道課当番職員も参集するものとする。

<資料編3-1 配備体制>

## 3 災害警戒本部の設置（第2 配備体制）

市（総合政策部）は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで

行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とする災害警戒本部（第2配備体制）を設置し、次の災害対策業務を実施する。

### 3-1 災害警戒本部（第2配備体制）の設置及び解散

#### (1) 災害警戒本部（第2配備体制）設置の基準

次のいずれかに該当する場合に災害警戒本部を設置する。

- ア 中規模災害が発生したとき又は発生が予想されるとき。
- イ その他副市長が必要と認めたとき。

#### (2) 設置場所

災害警戒本部（第2配備体制）は、大田原市本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害警戒本部（第2配備体制）を設置することができない場合は、副市長の指定する場所に設置する。

#### (3) 災害警戒本部（第2配備体制）の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部（第2配備体制）は解散する。

- ア 被害の発生するおそれなくなったと本部長が認めたとき。
- イ 災害応急対策が概ね終了したと本部長が認めたとき。
- ウ 災害対策本部が設置されたとき。

### 3-2 災害警戒本部（第2配備体制）の業務

災害警戒本部（第2配備体制）は、次の災害対策業務を行う。

- (1) 災害対策本部を設置していない場合において、災害発生のおそれがある場合における準備的対応及び災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置に関すること。
- (3) 災害応急対策の実施に関すること。

### 3-3 災害警戒本部（第2配備体制）の組織及び運営

災害警戒本部（第2配備体制）の組織及び運営は、大田原市災害警戒本部設置要綱の定めるところによる。

<資料編3-2 大田原市災害警戒本部設置要綱>

### 3-4 代決者

本部長（副市長）不在時等の意思決定は副本部長（総合政策部長）が行う。

### 3-5 参集職員

災害警戒本部（第2配備体制）を設置した際に参集する職員は資料編3-1配備体制のとおりとする。

<資料編3-1 配備体制>

## 4 災害対策本部の設置（第3配備体制）

### 4-1 災害対策本部の設置、解散の時期等

市（総合政策部）は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36（1961）年法律第223号）第23条の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

（1）設置基準

次のいずれかに該当する場合に災害対策本部を設置する。

- ア 市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- イ 市内に災害救助法による救助を適用する災害又はこれに準じる災害が発生した場合。
- ウ その他市長が必要と認めるとき。

（2）設置場所

災害対策本部は、大田原市本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害対策本部を設置することができない場合には、市長の指定する場所に設置する。

（3）他の災害対策組織の統合

災害対策本部が設置された場合、他の災害対策に関する組織は、災害対策本部の各部に統合して活動を継続するとともに、全庁を挙げて災害応急活動に取り組む。

（4）災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるとき解散する。

4-2 防災関係機関等への通報

災害対策本部を設置したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報する。

- （1）栃木県危機管理防災局危機管理課
- （2）陸上自衛隊東部方面特科連隊第2大隊
- （3）指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- （4）その他の関係機関

4-3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱の定めるところによる。

<資料編3-3 大田原市災害対策本部条例>

<資料編3-4 大田原市災害対策本部の組織及び運営に関する要綱>

4-4 災害対策本部の業務

災害対策本部は、次の災害対策業務を実施する。

- （1）災害救助法の適用に関すること。
- （2）災害応急対策の実施、調整に関すること。
- （3）本部の活動体制に関すること。
- （4）県、他の市町村への応援要請に関すること。
- （5）自衛隊の災害派遣要請、配備に係る調整に関すること。
- （6）応援に関すること。
- （7）災害広報に関すること。

- (8) 災害対策本部の解散に関する事。
- (9) その他重要な事項に関する事。

#### 4-5 代決者

本部長（市長）不在時等の意思決定は副本部長（副市長）が行う。

#### 4-6 災害対策本部職員の証票等

本部長、副本部長、本部員、その他の職員は、災害対策活動に従事するときは、所定の腕章を着用する。また、災害対策活動に従事する本部の車両には、所定の標旗を付す。

<資料編3-5 災害対策本部職員の証票等>

### 5 業務継続性の確保

市（総合政策部）は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

特に、市は災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、「市町村のための業務継続計画作成ガイド（内閣府）」に示されている重要6要素について定めておく。



## 第2節 防災気象情報の収集・伝達及び通信確保対策

気象予警報、水防警報等を関係機関、市民等に対し迅速に伝達する。また、救出・救助活動等の災害応急対策活動や市民等の避難指示等の判断に必要となる情報収集を行う。

### 1 情報収集伝達体制

市（総合政策部）は、災害発生時の情報の収集、伝達を24時間365日体制で迅速、適切に実施する。

#### 1-1 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するに当たり、直接指揮に当たる災害対策幹部職員（総合政策部長、危機管理課長等）は、災害発生後直ちに登庁し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

#### 1-2 災害対策主管課（総合政策部危機管理課及び各支所）の体制

##### （1）緊急登庁体制

災害対策の主管課である市総合政策部危機管理課、湯津上支所及び黒羽支所総合窓口課の職員は、災害発生後速やかに登庁し、被害情報の収集、消防本部等の防災関係機関との連絡調整に当たる。

##### （2）連絡体制

市総合政策部危機管理課は、県からの災害情報、気象予警報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県に対し、栃木県火災・災害等即報要領に基づき災害の状況を報告するとともに、必要に応じて国（国土交通省外）の情報連絡員の受け入れ等により、国との連絡強化を図る。

<資料編3-8 栃木県火災・災害等即報要領>

<資料編3-9 即報基準一覧>

#### 1-3 各災害対策関係課の体制

##### （1）緊急登庁体制

各災害対策関係課職員は、待機当番班等の各部局の定めに基づき登庁し、被害情報の収集に当たる。

##### （2）連絡体制

災害等の状況に応じ、市民等、関係機関等からの情報収集を行うとともに、危機管理課に被害情報等を報告する。

#### 1-4 災害対策関係課職員との連絡手段の確保

災害対策関係課は緊急連絡用連絡網を整備し、災害時における災害対策主管課との緊急通信の確保を図る。

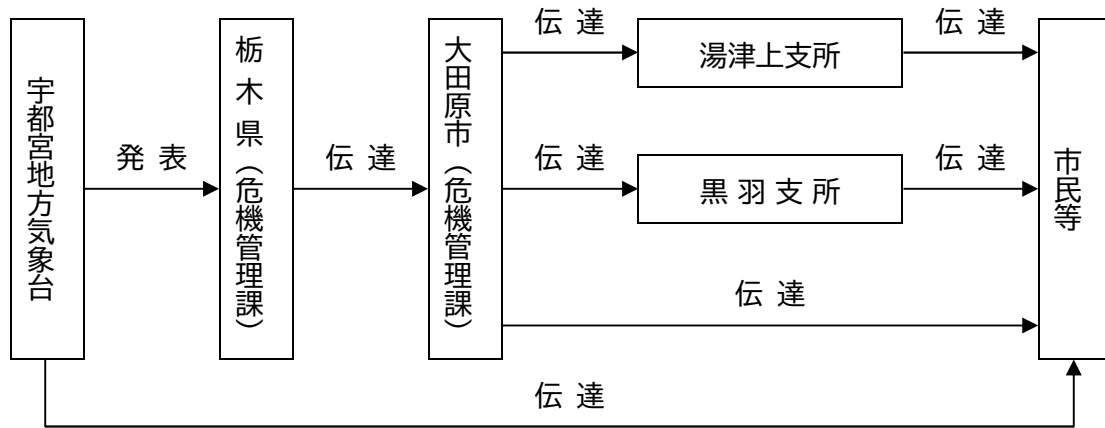
## 2 警戒情報等の伝達

### 2-1 気象予警報

気象業務法（昭和27（1952）年法律第165号）に基づき、宇都宮地方気象台が発表した注意報・警報（本編第2章第10節参照）は以下により速やかに通知する。

<資料編1-4 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準>

<気象注意報・警報の伝達系統>



### 2-2 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報

#### ア 土砂災害警戒情報

県と宇都宮地方気象台が共同で作成し、災害対策基本法、気象業務法に基づき発表する。土砂災害警戒情報は、大雨警報の伝達先と同じ関係機関に伝達する。

また、県は避難指示等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市町に通知するとともに、一般に周知させるため「緊急速報メール」を活用したプッシュ型配信の運用等、必要な措置を講じる。

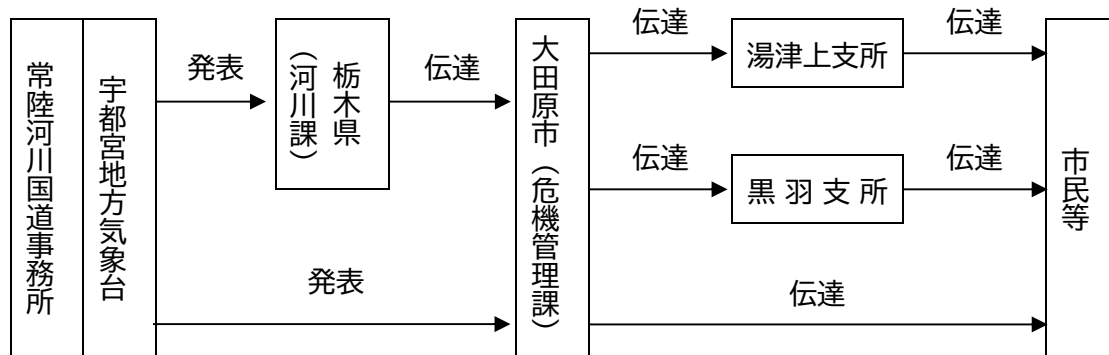
#### イ 土砂災害緊急情報

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく緊急調査の結果、市（市長）が適切に市民等の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。土砂災害緊急情報は、市長に通知するとともに、一般に周知する。

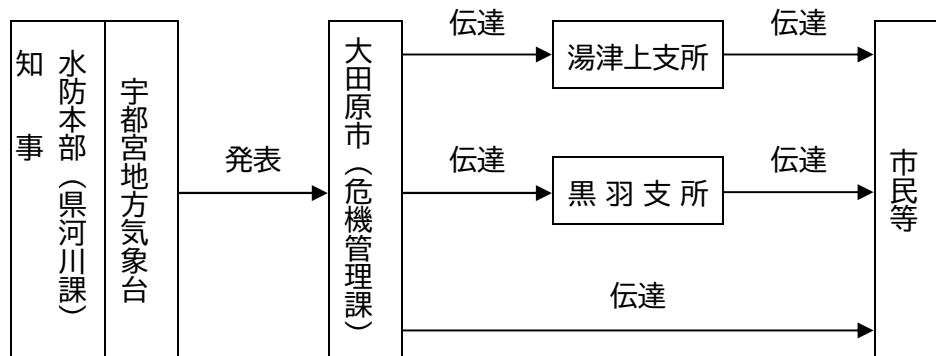
### 2-3 指定河川の洪水予報

水防法（昭和24（1949）年法律第193号）、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川（那珂川）について、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同し、また知事が定める河川について県と宇都宮地方気象台とが共同し、洪水のおそれがある状況（本編第2章第8節参照）を水位、流量とともに発表する。（本編第2章第8節参照）

○国土交通大臣の指定する河川



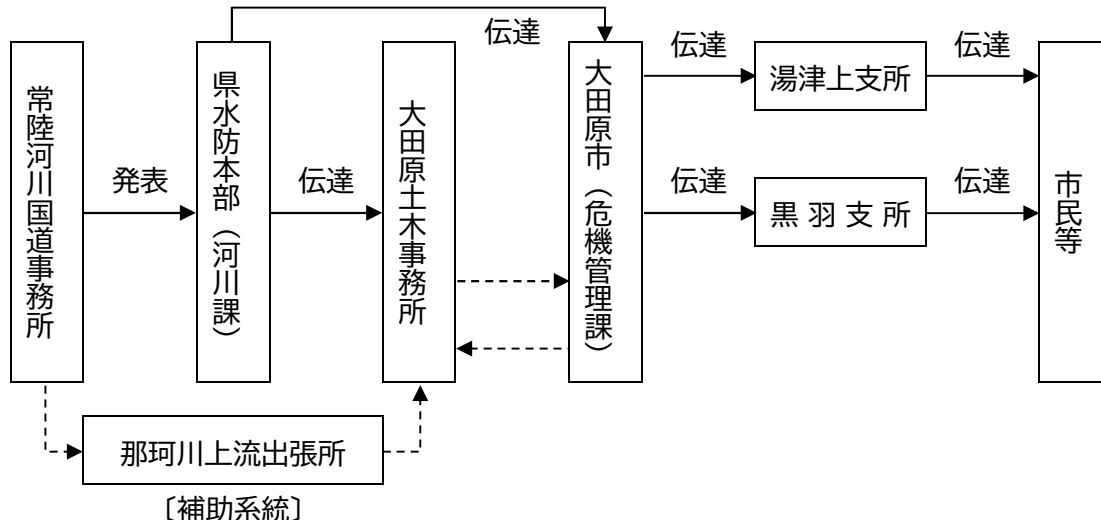
○知事の指定する河川



2-4 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣が指定する河川（那珂川）について、洪水による災害の発生が予想される場合に、国土交通省の出先機関の長が水防の必要がある状況（本編第2章第8節参照）を発表する。

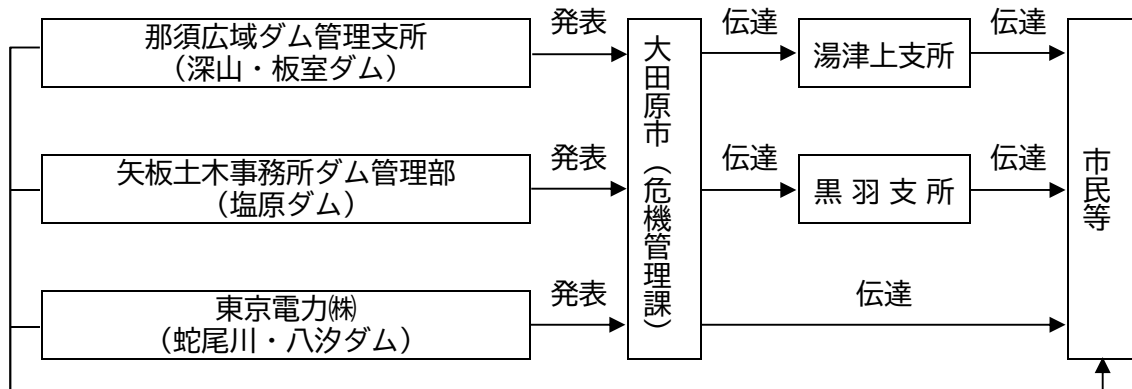
○指定河川の水防警報等の伝達系統（那珂川水防警報）



2-5 ダム放流通報

ダム管理者は、洪水調節のため放流を行う場合は、ダム操作規則・細則の定めるところにより関係機関に通報する。

<ダム放流通報の伝達系統>



2-6 一般市民等からの通報

(1) 発見者（一般市民等）の通報責務

災害が発生するおそれのある異常現象や災害による被害を発見した者は、市（総合政策部）又は警察に通報する。なお、土砂災害警戒区域等において土砂災害発生の兆候を発見した場合、遅滞なく県（大田原土木事務所）、市（総合政策部）又は警察に通報する。

(2) 市、警察の処置

ア 異常現象や災害による被害の通報を受けた警察は、その旨を速やかに市（総合政策部）へ通報する。

イ 異常現象や災害による被害の通報を受けた市（総合政策部）は、状況を調査し、判明した情報を直ちに県（危機管理防災局）、宇都宮地方気象台、関係機関に通報する。

3 被害状況等の情報収集

3-1 収集すべき情報

市（総合政策部）は、次に掲げる項目に留意しながら、災害の種類に応じて必要な情報収集、伝達に努める。

- (1) 災害の発生日時、場所、区域、災害の発生原因、進行過程、特質
- (2) 降雨、降雪、河川の水位状況
- (3) 市民等の生命財産の安否の状況、市民等の避難の状況
- (4) 家畜、建物、農地、山林、河川、道路、鉄道、市街地等の被害状況
- (5) 水道、ガス、電気、通信等の被害状況
- (6) 要配慮者利用施設の被害状況

（要配慮者利用施設）

社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉関係施設、介護保険施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター等）、医療施設（病院、診療所、助産所等）、学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園等）

- (7) 消防、水防等の応急措置の状況
- (8) 食料その他緊急に補給すべき物資及び数量
- (9) 衛生環境、疾病発生の状況、その救護措置の要否

- (10) 医薬品、血液製剤等供給施設の被害状況
- (11) その他法令に定めがある事項

### 3-2 市の情報収集

市（総合政策部）は、次の方法により情報の収集を行う。

- (1) 職員・消防団員の現地派遣
- (2) 自治会長、防災士等からの連絡
- (3) 災害時応援協定による情報収集

市（総合政策部）は災害の状況等により、必要と判断される場合は、災害時応援協定に基づき、協定締結先等に無人航空機（ドローン等）や無線設備等による被災地域の情報収集を要請する。

### 3-3 消防本部の情報収集

消防本部は、市民等からの119番通報等により、職員の現地派遣、消防無線等の活用等による情報の収集を行う。また、トランシーバー等消防団等で活用できる情報収集・伝達手段を確保する。

## 4 被害状況の報告

- (1) 市（総合政策部）及び消防本部は、市内に災害が発生したときは、栃木県火災・災害等即報要領の基準により、速やかに当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を県に報告する。

なお、災害により、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

- (2) 市（総合政策部）は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、その規模を把握するための情報を速やかに収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

<資料編3-8 栃木県火災・災害等即報要領>

<資料編3-9 即報基準一覧>

## 5 通信手段の種類

災害時の通信手段の種類としては、次のようなものがある。

区分	通信手段	説明
県	防災行政ネットワーク	県主要機関、市町、防災関係機関等との通信を確保し、県が行う気象注警報や災害時の情報収集・伝達等に協力する。
大田原市	防災行政無線	地域住民への伝達を行う無線設備
大田原市	地域イントラネット	地域イントラネット河川監視カメラの映像配信による情報提供を行う。

N T T	災 害 時 優 先 電 話	災害時に優先的に発信できる電話機（一般加入電話回線を東日本電信電話株式会社と協議して事前に設定する。）
	非 常 ・ 緊 急 通 話 用 電 話	災害時において災害時優先電話での発信が困難な場合、防災関連機関相互間を交換手扱いにより通信を確保する電話（災害時優先電話の設定が必要。）
NTT ドコモ	災 害 時 優 先 電 話	災害時に優先的に発信できる携帯電話機（衛星携帯電話等を含む。）
KDDI ソフト バンク	災 害 時 優 先 電 話	・災害時に優先的に発信できる携帯電話機 ・衛星携帯電話機
そ の 他	消 防 無 線	消防機関の設置する無線設備
	警 察 通 信	警察専用電話及び無線通信
	非 常 通 信	関東地方非常通信協議会の構成機関の有する無線通信設備を利用して行う通信
	防 災 相 互 通 信 用 無 線 機	国、県、市町村、防災関係機関が災害の現地において相互に通信を行うことができる無線機

## 6 通信施設の利用方法

### 6-1 県防災行政ネットワーク

- (1) 県から県出先機関、市町、消防本部へ災害に関する情報等を伝達するときは、一斉通信により行い、情報伝達の迅速化を図る。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、重要通信を確保するため、必要に応じ通信の統制を行う。
- (3) 災害対策を行う上で重要な要因となる各種の気象情報、アメダス情報、河川水位情報等をリアルタイムで県出先機関、市町、消防本部へ配信する。

### 6-2 大田原市地域イントラネット

市（総合政策部）は、地域イントラネット河川監視カメラのライブ映像を、映像配信サービス（YouTube）を通じて配信する。映像配信サービスは、市ホームページからアクセスすることができる。

### 6-3 公衆電気通信設備の利用

市（総合政策部・経営管理部）は、災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくくなることが予測されるため、「災害時優先電話」、「非常・緊急通話用電話」をあらかじめ通信事業者に登録する等措置しておく。

#### (1) 災害時優先電話の利用

災害時、電話がかかりにくい場合には、「災害時優先電話」を優先的に発信専用として利用する。

## (2) 非常・緊急通話用電話の利用

防災関連機関は、災害時優先電話からの発信が困難な場合、「緊急扱い電話」又は「非常扱い電話」を交換手扱いにより利用する。あらかじめ登録された災害時優先電話から局番なしの「102」をダイヤルしオペレータへ申し込む。

<資料編2-22 災害時優先電話登録一覧>

## 6-4 消防無線の共通波の利用

消防機関は、消防無線により消防機関相互間の通信を必要とする場合は、消防無線の共通波（主運用波・統制波）で行う。

## 6-5 警察通信設備の利用

市（総合政策部）、県、指定行政機関、指定地方行政機関は、他の通信手段が使用できない場合、警察通信設備を利用する。

## 6-6 非常通信の利用

防災関係機関等は、他の通信手段を利用することができない場合、非常通信として他機関の通信施設を利用する。

### (1) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局等に依頼する。依頼する無線局等の選定に当たっては、関東地方非常通信協議会構成員所属の無線局等を選定することが望ましい。

<資料編3-10 関東地方非常通信協議会構成員表>

### (2) 依頼の方法

ア 適宜の用紙で通常の文書体で記入する。

イ 通信文はなるべく簡潔明瞭とし、本文200字以内とする。

ウ あて先は、住所、氏名（職名）、電話番号を把握できる場合は、電話番号も記載する。

エ 本文の末尾に発信人名を記載する。

オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と記入し、発信人の住所、氏名（職名）、電話番号を記載する。

### (3) 取扱い無線局等

官公庁、企業、アマチュアなどの総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信として取り扱うことができる。

ただし、無線局等の機能及び通信可能範囲等は異なっているので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局等を十分把握しておく。

### (4) 非常通信の経路

市（総合政策部）と県との間の有線電話等が不通となった場合、警察、消防、県出先機関等を中継して通信を行う。大田原市の発信依頼局は下記のとおりである。

#### ○発信依頼局

市町名	発信依頼局	着信局	その他の発信依頼局
大田原市	大田原警察署	県警察本部	東京電力パワーグリッド株式会社栃木北支社
	那須地区消防組合消防本部	県危機管理課	
	大田原土木事務所	県危機管理課	

## 7 市民等への伝達手段

市民等への警報等の伝達は、次の手段により行う。

- (1) 市防災行政無線による伝達
- (2) サイレン等の使用による伝達
- (3) 消防車（消防団）・市広報車の使用による伝達
- (4) よいちメールによる伝達
- (5) 緊急速報メール（NTTドコモ・KDDI・ソフトバンクモバイル・楽天モバイル）による伝達
- (6) テレビ、ラジオ放送等による伝達
- (7) 市公式SNSによる伝達



## 第3節 浸水・洪水・土砂災害等の災害拡大防止活動

浸水、土砂災害、倒木、雪害等による被害の拡大や二次災害の発生を防ぐため、迅速かつ確かな応急対策を実施する。

### 1 監視、警戒

市長（水防管理者）は、大雨に関する気象状況の伝達を受けたときや自ら必要と認めたときは、出水前に必ず巡視員に堤防を巡視させる。

### 2 浸水被害の拡大防止

#### 2-1 市の活動

市長（水防管理者）は、水防警報が発せられたとき、河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要であると認めたときは、消防団及び消防本部に対し出動又は出動の準備をさせるとともに、市民等に対する避難の指示等必要な措置を講じる。

なお、堤防その他の施設が決壊したときは、市長（水防管理者）、消防団の長、消防本部の長は、直ちに県、関係機関に通報するとともに、できるかぎり被害が拡大しないように努める。

#### (1) 水防管理団体の非常配備

ア 市長（水防管理者）が管下の消防団に非常配備体制をとるための指令は、次の場合に発するものとする。

(ア) 市長（水防管理者）が自らの判断により必要と認める場合

(イ) 水防警報指定河川等にあつては知事からの警報を受けた場合

(ウ) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

#### イ 本部員の非常配備

各水防管理団体の本部（水防事務担当者）の非常配備については、県水防本部員の非常配備に準ずるものとし、市長（水防管理者）はあらかじめその体制を整備しておくものとする。

#### ウ 消防機関

##### (ア) 待機

消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入ることができるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報、注意報及び警報が発表されたときに発令する。

##### (イ) 準備

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは、水防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は次によるものとする。

a 消防団の団員は所定の詰所へ集合

b 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画の作成

c 水門、ひ門等の水防上重要な工作物のある所へ団員の派遣及び水門等の開閉準備

#### (ウ) 出動

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、更に水位上昇が予想されるとき、水防警報（出動）の通知を受けたとき、又は市長（水防管理者）が出動の必要を認めるときは、ただちに管下水防機関をあらかじめ定めた計画に従って警戒配備につかせる。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、市長（水防管理者）が担当区域の危険度に適合するよう定めるものとする。

##### 第1次出動

消防機関員の少数が出動して、堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期水防等を行う。

##### 第2次出動

消防機関員の一部が出動し水防活動に入る。

##### 第3次出動

消防機関員全部が出動して水防活動に入る。

#### (エ) 解除

河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に降下した場合、又は氾濫注意水位以上であっても水防警戒の必要が認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

#### (2) 警戒区域の設定

地域住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、消防団長、消防団員及び消防職員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命じる。

#### (3) 市民等に対する避難の指示

市長（水防管理者）は、河川の氾濫等の危険な地域又は危険が予測される地域の住民等に対して、避難の指示を行い、安全な地域や場所へ誘導する。

### 3 土砂災害の拡大防止

#### 3-1 施設・土砂災害警戒区域等の点検・応急措置の実施

市（建設部）、県及び消防本部は、降雨等による二次的な土砂災害等の防止のため、各機関の管理施設や、土砂災害警戒区域等の点検を実施し安全の確保に努める。許可工作物等の管理者に対しても施設の点検報告を求める。

二次災害の危険性が高いと判断される箇所については、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急措置を行う。

#### 3-2 被災宅地危険度判定の実施

市（建設部）及び県は、二次的な地すべり、崖崩れ等から市民等の安全の確保を図るため、宅地の被害状況を調査し、二次災害発生の危険度の判定、表示を行う被災宅地危険度判定を実施する。

判定の結果、使用を制限する必要がある場合、市（建設部）は、当該宅地の管理者又は使用者に十分な説明を実施し、二次災害の防止に努める。

<資料編3-14 大田原市被災宅地危険度判定実施要綱>

### 3-3 避難対策

市（総合政策部）、県及び消防本部は、土砂災害警戒情報が発表され土砂災害のおそれが高まった場合は、市民等、ライフライン関係機関、交通機関等に早急に注意を喚起し、又は必要に応じ本章第6節の要領により警戒区域の設定若しくは避難の指示を行う。

### 4 河川管理施設等の対策

市（建設部）及び県は、災害時に河川護岸、堤防の損壊や橋りょうの落橋等によって発生する被害の軽減を図るため、関係機関との協力のもとに警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する。

### 5 風倒木等対策

道路管理者は、風倒木による被害を防止するため、必要に応じ、道路の巡回を行う。風倒木等があった場合には、速やかな除去に努める。

### 6 異常降雪時の対策

市（建設部）、県、国土交通省関東地方整備局その他の道路管理者は、降雪による交通傷害の発生時には、必要な災害応急対策を迅速かつ的確に実施する。

### 7 倒壊・損壊建築物等の石綿飛散等の防止

このことについては、震災対策編第3章第9節2の2-3の規定を準用する。

## 第4節 自治体・消防・省庁・自衛隊における相互応援協力・派遣要請

市は、自力による災害応急対策が困難な場合、応急対策職員派遣制度や他自治体との相互応援協定に基づく応援要請や、自衛隊に対し災害派遣の要請を行う。

### 1 市町村相互応援協力等

#### 1-1 市町村間の相互応援協力

市（総合政策部）は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町や県等に応援を求め、災害応援対策に万全を期するものとする。

このとき、応援要請を受けた市町は、求められた災害応急対策のうちで、災害の発生を防御し又は災害の拡大を防止するための応急的な措置で、人の生命や身体の安全に関わる被害が生じ得る緊急性の高い措置について応諾義務を負う。

また、県は、求められた災害応急対策全般について応諾義務を負う。

#### (1) 「災害時における市町村相互応援に関する協定」に基づく相互応援

市（総合政策部）は、同協定に基づき、災害時における応急対策を実施するために必要な場合は、あらかじめ定められた市町に対して応援要請を行う。

また、市（総合政策部）は、必要に応じて、自主的に被災市町を応援する。

#### (2) 協定等に基づく相互応援

市（総合政策部）は、応急対策を実施するために必要な場合は、各個別の相互応援協定等に基づき、それぞれの市町等に対して応援要請を行う。

<資料編2-33 応援協定締結一覧>

#### (3) 県への応援要請

市（総合政策部）は、応急対策を実施するため、必要と認めるときは、県に対して応援を求める。

#### 1-2 県の応援協力

県は、市町からの応援要請に応じて、又は市町からの応援要請がない場合であっても必要と認める場合に、市町の応急対策活動を支援するための職員を派遣し、又は必要な災害応急対策を実施する。

#### 1-3 県と市町が一体となった応援体制

県（危機管理防災局、経営管理部、総合政策部）は、大規模災害発生により県内市町又は他都道府県において行政機能が喪失する等重大な被害が発生した場合に、栃木県市長会及び栃木県町村会と連携して県・市町が一体となった「チーム栃木」として職員を派遣する等の応援を行う。

#### 1-4 消防相互応援協力

県内消防相互応援及び緊急消防援助隊については、本章第8節の定めるところによる。

## 2 指定地方行政機関に対する職員の派遣の要請

(1) 市（総合政策部）は、災害応急対策、災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関に対し当該機関の職員の派遣を要請し、又は県に対し指定地方行政機関の職員の派遣について、あつせんを求め、災害対策に万全を期する。

(2) 市（総合政策部）は、職員の派遣の要請、あつせんを求めるときは、次の事項を記載した文書により行う。

- ア 派遣を要請する（あつせんを求める）理由
- イ 派遣を要請する（あつせんを求める）職員の職種別人員数
- ウ 派遣を要請する期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

## 3 ライフライン関係機関との連携

市（総合政策部）は、通信、交通、電気、ガス等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置づけ、災害対策本部組織への参画を図り、次のような応急対策及び復旧活動の調整等を行う。

- (1) 市の災害応急対策活動との調整
- (2) ライフライン復旧に当たっての各機関相互の連携
- (3) 復旧作業に当たって重機等の確保

## 4 自衛隊派遣要請

### 4-1 派遣要請

市長は、災害の発生により人命、財産の保護について困難をきたし自衛隊を要請すべき事態が発生した場合、知事に対しその旨を依頼する。

### 4-2 災害派遣要請の範囲

自衛隊に対する災害派遣要請の範囲は、概ね次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
1 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
2 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
3 避難者等の 捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
4 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
5 消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必

	<p>要な場合は航空機)をもって消防機関に協力して消火に当たる。 (消火剤等は、県が提供するものを使用する。)</p>
6 道路、水路の啓開	<p>道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。</p>
7 診察、防疫、病虫害の防除	<p>被災者に対する応急医療、救護、防疫活動を行う。 (薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。)</p>
8 人員、物資の緊急輸送	<p>救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員、救援物資の緊急輸送を実施する。 なお、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。</p>
9 被災者生活支援	<p>被災者に対し、炊飯、給水等の支援を実施する。</p>
10 救援物資の無償貸付、譲与	<p>「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令(昭和33(1958)年1月10日総理府令第1号)」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付、譲与する。</p>
11 危険物の保安、除去	<p>能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置、除去を実施する。</p>
12 その他臨機の措置等	<p>その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。</p>

#### 4-3 災害派遣要請の依頼方法

<資料編3-6 自衛隊の災害派遣要請・体制>

## 第5節 災害救助法の適用

市は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、必要により県が災害救助法を適用した場合、県と連携して、法に基づく応急的な救助を実施する。

### 1 災害救助法の適用基準

県は、災害による被害が次に掲げる基準（災害救助法施行令（昭和22（1947）年政令第225号）第1条第1項各号に掲げる基準）に該当し、救助が必要であると認めたとき、市町を単位に災害救助法（昭和22（1947）年法律第118号）を適用し救助を実施することを決定する。市（総合政策部）は、県が災害救助法の適用を的確に判断するために必要な被害状況に係る情報を、迅速かつ的確に報告する。

#### 1-1 住家等への被害が生じた場合

- (1) 市内において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数（大田原市の場合：80世帯）以上のとき。  
（1号基準）
- (2) 市内において住家が滅失した世帯数が次表に掲げる数の2分の1（大田原市の場合：40世帯）以上で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が1,500以上のとき。（2号基準）
- (3) 市内において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ県全体で住家が滅失した世帯数が7,000以上のとき。（3号前段基準）
- (4) 市内において住家が滅失した世帯数が多数で、かつ当該災害について被災者の救護を著しく困難とする次に掲げる特別の事情があるとき。（3号後段基準）
  - ア 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
  - イ 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

#### 1-2 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、かつ当該災害について次に掲げる事情があるとき。（4号基準）

- (1) 当該災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等のため、被災者に対する食品又は生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とすること。
- (3) 被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

<災害救助法適用基準一覧表>

市町村の人口（直近の国勢調査の人口）		減失世帯数
5,000人未満		30世帯以上
5,000人以上	15,000人未満	40世帯以上
15,000人以上	30,000人未満	50世帯以上
30,000人以上	50,000人未満	60世帯以上
50,000人以上	100,000人未満	80世帯以上
100,000人以上	300,000人未満	100世帯以上
300,000人以上		150世帯以上

○大田原市人口（令和2(2020)年国勢調査人口） 72,087人

(注) 1 住家が半壊、半焼、床上浸水等により被害を受けた場合の減失世帯換算率は、半焼、半壊にあつては1/2世帯、床上浸水にあつては1/3世帯とする。

2 人口は、地方自治法第254条又は地方自治法施行令第176条及び第177条に規定する人口である。

## 2 災害救助法の適用に係る報告

(1) 市（総合政策部）は、次に掲げる程度の災害について、災害救助法施行細則（昭和35（1960）年5月2日栃木県規則第35号）第1条第1項の規定により、県から被害状況の報告を求められた場合は、迅速かつ的確に報告する。また、市（総合政策部）は県からの照会の有無に拘わらず、次に掲げる程度の災害が発生した場合は、迅速かつ的確に被害状況を収集把握して県に報告する。

ア 災害救助法の適用基準に該当する災害

イ 大規模な被害は確認されていないが、その後被害が拡大するおそれがあり、災害救助法の適用基準に該当する可能性のある程度の災害

ウ 他の市町に災害救助法が適用されている場合で、同一原因による災害

エ 災害の状況、それが及ぼす社会的影響からみて報告の必要があると認められる程度の災害

オ その他特に報告の指示のあった災害

(2) 市（総合政策部）は、被害状況を正確に把握できない場合には、概数により緊急報告を行う。

(3) 災害救助法所管課（総合政策部危機管理課）は、その他関係機関と連絡を密にし、情報の調査脱漏、重複、誤認等のないよう留意する。

(4) 市（総合政策部）は、被害状況の調査に県の応援、協力、立ち会い等が必要な場合は、職員の派遣要請を行う。

(5) 住家の被害認定に当たっては、専門技術的な判断が求められる場合があり、あらかじめ建築関係技術者等の応援体制を確保しておくよう考慮する。

(6) 市（総合政策部）は、県の機能等に甚大な被害が発生している場合には、直接内閣府に対して情報提供を行う。

## 3 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法が適用された場合、市（各部等）及び県は、同法、同法施行令及び同法施行細則に基づき、次の救助を実施する。



(救助の種類)

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医 療
- (7) 助 産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 学用品の給与
- (11) 埋 葬
- (12) 死体の搜索
- (13) 死体の処理
- (14) 障害物の除去
- (15) 応急救助のための輸送

#### 4 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用された場合、市（総合政策部・保健福祉部）及び県は、下記により救助を実施する。

- (1) 市（総合政策部・保健福祉部）は、上記第3の救助の種類のうち、(2)以外については、県からの通知により、その事務の全部又は一部を県に代わり行う。
- (2) (1)により知事の権限の一部を市長が行うこととした場合を除き、市長は、知事の補助機関として救助を行う。
- (3) 市（総合政策部）は、(1)による通知を受けていない範囲の救助について、災害が突発し、県の指示を待ついとまがない場合には、救助を開始し、事後すみやかに県に情報提供する。この場合、県は、市長が知事の補助機関として救助を実施したものとして扱う。
- (4) 救助事務の実施状況は、「災害救助法による救助の実施について」（昭和40（1965）年5月11日付け社施第99号厚生省社会局長通知）に定める様式の帳簿に記録する。
- (5) 救助の実施の基準は、それぞれの種目について本章各節に定めるところによる。

<資料編3-11 災害救助法施行細則>

<資料編3-12 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(早見表)>

## 第6節 災害発生時の避難対策

市、県及び防災関係機関は連携して、適切な避難誘導を行うとともに、要配慮者、女性や子ども、帰宅困難者への支援、避難所における良好な生活環境の確保等について、特に配慮する。

### 1 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

#### 1-1 実施体制

避難情報は、各法律により定めるとおり下表の者が実施する。

区分	実施者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市町長 災害対策基本法 第56条第1項	一般住民の避難準備・避難に時間がかかる要配慮者等の立ち退き開始の発令	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められるとき。
避難の指示	市町長 災害対策基本法 第60条第1項・第2項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認められ、急を要するとき。
	知事 災害対策基本法 第60条第6項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事又はその命を受けた職員 地すべり等防止法第25条	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 水防法第29条	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警察官 災害対策基本法 第61条第1項	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	市町長が立ち退きを指示することができないとき又は市町長から要求があったとき。
	警察官 警察官職務執行法 第4条	警告、避難の措置	人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれのある者に対して、特に急を要するとき。
	自衛官 自衛隊法 第94条第1項	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる。
緊急安全確保措置の指示	市町長 災害対策基本法 第60条第3項	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
	知事 災害対策基本法 第60条第6項	緊急安全確保措置の指示	災害の発生により市町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

	警 察 官 災害対策基本法 第61条第1項	緊急安全確保措置の 指示	市町長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市町長から要求があったとき。
--	-----------------------------	-----------------	--

## 1-2 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保

### (1) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令

市長は、あらかじめ定めた基準により必要と認める地域の居住者等に対し、以下の避難情報を発令する。

なお、市長及び知事は、避難時の周囲の状況等により避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

市長は、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

#### ア 高齢者等避難

避難に時間のかかる要配慮者とその支援者に立退き避難を促す。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。その他の人に対しては、立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難することを促す。特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定緊急避難場所へ立退き避難することが望ましい。

#### イ 避難指示

指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とした避難を指示する。安全な自宅や施設等での「屋内安全確保」も含む。

#### ウ 緊急安全確保

高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

### (2) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容

市（総合政策部）及びその他の避難指示等実施機関は、次の事項を明示して高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令を行う。

- |          |            |            |
|----------|------------|------------|
| ア 避難対象地域 | イ 避難先      | ウ 避難経路     |
| エ 避難の理由  | オ 避難時の注意事項 | カ その他の必要事項 |

避難指示等を発令する際は、下表のとおり警戒レベルを付すとともに、市民等が取るべき避難行動が分かるように伝達する。（警戒レベル1、警戒レベル2は気象庁が発表する情報であり、参考に記載）

市民等は、警戒レベル3で高齢者等は避難、警戒レベル4で全員避難を基本とする。

警戒レベル	市民等が取るべき行動	避難情報
(警戒レベル1)	(災害への心構えを高める)	(早期注意情報)
(警戒レベル2)	(自らの避難行動を確認)	(大雨・洪水注意報等)
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
警戒レベル4	危険な場所から全員避難	避難指示
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保※可能な範囲で発令

## 2 警戒区域の設定

### 2-1 警戒区域と避難指示等の違い

避難指示等は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われる。また、警戒区域の設定には、避難指示等にはない違反者に対する罰則規定があり、人の生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行う。

### 2-2 警戒区域の設定権限

	設定権者	実施の基準
(1)	市町長 災害対策基本法 第63条第1項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
(2)	水防団長、水防団員、消防職員 水防法 第21条第1項	水防上緊急の必要がある場合。
(3)	消防吏員、消防団員 消防法 第28条第1項、第36条	火災の現場、水害を除く災害。
(4)	警察官 災害対策基本法 第63条第2項 他	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合。
(5)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 災害対策基本法 第63条第3項	(1)、(4)の実施者がその場にいない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる。

### 2-3 警戒区域の設定

市（総合政策部）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告する。

## 3 避難指示等の周知・誘導

### 3-1 高齢者等避難

市（総合政策部）は、「高齢者等避難」を発令した際は、高齢者等の避難に時間を要する市民等が、避難準備を整えて、支援する人と一緒に避難することを支援するとともに、それ以外の市民等が、家族などと連絡を取り合って状況を共有し、避難場所や避難経路を確認するなど、いつでも避難できる準備を整えることを周知する。

### 3-2 市民等への周知

避難指示等を発令したときは、当該実施機関は、市民等に対して最も迅速で確実、効果的にその内容の周知徹底できるよう、概ね次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に対しては、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。

#### (1) 市防災行政無線による伝達

- (2) サイレン等の使用による伝達
- (3) 自治会、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達
- (4) 広報車の使用による伝達
- (5) よいちメールによる伝達
- (6) 緊急速報メール（NTTドコモ・KDDI・ソフトバンクモバイル・楽天モバイル）による伝達
- (7) テレビ、ラジオ放送等による伝達
- (8) 市公式SNSによる伝達

### 3-3 県への報告

市（総合政策部）は、避難の指示を実施したとき又は他の機関が避難の指示を発令したことを了知したときは、速やかに県に報告する。

### 3-4 関係機関相互の連絡

市（総合政策部）及びその他の避難指示等実施機関は、避難の指示を発令したときは、その内容を相互に連絡する。

### 3-5 避難の誘導

#### (1) 市民等の誘導

市（総合政策部）及びその他の避難指示等実施機関は、市民等が安全、迅速に避難できるよう警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の市民等とともに集団避難を行うよう指導する。

特に要配慮者の避難に配慮するものとし、自力で避難することが困難な者については、あらかじめ支援者を定めて避難させる等速やかに避難できるよう配慮する。

#### (2) 集客施設における誘導

デパート、ホテル等の集客施設の管理者は、あらかじめ定めた施設職員の役割分担、誘導経路、連絡体制等に基づき、施設利用者の避難誘導を実施するものとする。

#### (3) 徒歩帰宅者の支援

市（総合政策部）は、徒歩帰宅者に対して、食料や水、休憩場所の提供を行う。

県は、コンビニエンス事業者等の協力を得て、徒歩帰宅者等に対し、水、トイレ、災害情報の提供や消防、警察等に対する通報等への支援を図る。

### 3-6 案内標識の設置

市（総合政策部）は、避難場所等を明示する案内標識を設置するなど、迅速に避難できるよう対策を講ずる。

## 4 避難所の開設、運営

### 4-1 避難所の開設

- (1) 市（保健福祉部・教育部）は、災害により家屋等に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、避難所を設置する。

- (2) 市（保健福祉部・教育部）は、避難所の開設に当たっては、災害の状況に応じた安全・安心な避難所を選定し、速やかな開設に努める。要配慮者については、必要に応じ介護等の支援機能を備えた福祉施設等に受入れる。避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (3) 市（総合政策部）は、新型コロナウイルス感染症等の発生、まん延防止のため、発生した災害や被災者の状況等に応じ、避難所の受入人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館の活用等を検討する。
- (4) 市（総合政策部）は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に受入れる者を誘導し、保護する。
- (5) 市（総合政策部）は、開設している避難所については、リスト化に努める。
- (6) 市（保健福祉部・教育部）は、避難者一人ひとりについて、氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等の情報を記載した避難者名簿を作成し、被災者台帳へ引き継ぐよう努める。
- (7) 市（総合政策部）は、避難所を設置又は移転した場合は、ただちに次の事項を県に報告する。
- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ア 避難所開設（移転）の日時、場所 | イ 受入人員    |
| ウ 開設期間の見込み        | エ その他必要事項 |

#### 4-2 避難所の運営

- (1) 市（保健福祉部・教育部）は、自主防災組織、自治会、市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）、NPO法人・ボランティア団体等の協力を得て、あらかじめ定めた避難所設置・運営計画に基づき避難所を運営する。また、避難者自身が避難所運営へ自主的に関与できる体制の整備及び管理責任者（リーダー・副リーダー）に、男女双方を配置するよう努める。
- (2) 市（保健福祉部・教育部）は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることを考慮し、情報を提供する際には確実に被災者に伝達できるよう活用する媒体に配慮するとともに、要配慮者をはじめとする避難者の相談窓口を設置し、支援ニーズの把握に努め、外国人等への情報伝達においても多言語表示シートの提示等により配慮する。
- また、障害者に対しては、食料や衣服の配布などの生活情報や余震などに関する避難情報が伝達されにくく、周囲の避難者との意思疎通ができず孤立する状況もあることから、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報提供を行う。
- (3) 市（保健福祉部・教育部）は、衛生状態を常に良好に保つとともに、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することとし、避難所内の十分な換気に努める。また、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。
- (4) 市（保健福祉部・教育部）は、避難生活の長期化に伴う生活不活発病や口腔衛生状態の悪化による誤嚥性肺炎などの健康問題の発生の予防に努めるとともに、要配慮者をはじめ、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- (5) 避難者やボランティア等に対する熱中症対策を十分に行う。
- (6) 市（総合政策部）は、警察と十分連携を図りながら避難所の巡回を行う。

(7) 市（保健福祉部）は、避難市民等の実態把握と保護に当たるものとし、常に災害対策本部への情報連絡を行う。避難所の運営に当たっては次の記録をとる。

- ア 避難者名簿の作成
- イ 受入の状況
- ウ 転出先の把握
- エ 食料・物資の配給状況

(8) 市（総合政策部・保健福祉部・教育部）は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の更衣室や授乳室、物干し場の設置、避難所における女性や子どもに対する暴力防止安全性の確保、相談窓口の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

なお、女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、県男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

#### <資料編2-19 避難場所一覧>

(9) 市（総合政策部）は、通信事業者（東日本電信電話（株）外）の協力を得て、速やかに指定避難所に非常用固定電話や公衆無線LAN（Wi-Fi）等の通信施設を設置する。

(10) 市（総合政策部）は、自然災害発生時において安否情報システムを使用するときは、県にシステムを使用する旨を報告した上で、速やかに本庁舎と避難所との連携体制を確立する。

(11) 市（保健福祉部）は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として渡り廊下、駐輪場、車庫等雨が避けられる屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど受入能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させるよう努める。

(12) 市（保健福祉部）は、避難者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する。

## 5 避難所におけるトイレ対策

### 5-1 仮設トイレの設置

#### (1) 初動対応

備蓄している簡易トイレ等を利用し、避難者の50人に1基を目安に設置を行う。

#### (2) 後続対応

最終的には、避難者の20人に1基を目安に設置するが、備蓄数で不足する場合には県及びレンタル業者等に支援を要請する。

### 5-2 要配慮者に対する配慮

(1) 避難所に要配慮者用トイレが設置されていない、又は使用ができない場合は、要配慮者用簡易トイレを配備する。

(2) 避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

(3) 要配慮者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

### 5-3 快適な利用の確保

- (1) 市（保健福祉部・水道局）は、被災者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- (2) 市（保健福祉部・水道局）は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトーパー、消毒剤、脱臭芳香剤、ゴム手袋、デッキブラシ等トイレの衛生対策に必要な物資を供給する。また、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティア等が協力して定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。
- (3) 市（保健福祉部）は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿の汲み取りを実施する。
- (4) 市（保健福祉部・水道局）は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座の積極的設置、プライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。
- (5) 避難所以外の公共トイレの施設管理者は、被災状況を把握し、必要に応じ、トイレが使用できるよう対応するものとする。

## 6 要配慮者への生活支援

### 6-1 要配慮者への日常生活の支援

市（保健福祉部）及び県は、被災した要配慮者の避難所生活や在宅生活におけるニーズを適切に把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医療品、人工呼吸器等の非常用電源、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。

また、必要に応じて関係機関（県看護協会等）へ看護職員等の派遣について協力を要請するなど避難所での要配慮者の健康状態の把握に努める。

### 6-2 被災児童等への対策

市（保健福祉部）及び県は、被災により生じた要保護児童や要援護高齢者等の発見と把握に努め、親族への引き渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

### 6-3 外国人への対策

市（総合政策部）及び県は、被災した外国人に対して、（公財）栃木県国際交流協会等との連携のもと、生活再建や安全確保等に関する助言を行うための相談窓口を整備する。

## 7 こころのケア対策

市（保健福祉部）は、被災者が被災により生じたこころの不調について早期対応ができるよう、各種相談所、避難所等において災害時期に応じた取り組みを行う。



## 8 避難所外避難者への支援

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて緊急避難場所を選択し、緊急避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援に努める。

また、エコノミー症候群等の予防方法を周知する。

### 8-1 避難所外避難者の把握

市（保健福祉部・教育部）は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。また、県は市に対し、助言等による支援を行う。

### 8-2 必要な支援の実施

市（総合政策部・保健福祉部）は、避難所外避難者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、避難所への移送など必要な支援を行う。

## 9 帰宅困難者対策

震災対策編第3章第5節9に準じて行う。

## 10 広域避難等

### 10-1 市町域を越えた避難等

災害の規模又は避難所の状況により、市のみでは十分な避難者受入が実施できない場合は、市長は、市町村相互応援協定により、県内他市町に応援を要請する。

### 10-2 県外避難者に関する情報収集

なお、県外へ避難した避難者で、避難生活が長期にわたる場合、県は避難者の支援に資するため情報を収集し、市に提供する。市（総合政策部）は、県と連携して市に関する情報等の提供に努めるものとする。

### 10-3 広域一時滞在対策

市（総合政策部）は、その市域で災害が発生し、被災した市民等の生命・身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合で、他の市町の区域における一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、その被災した市民等の受入れについて、他の市町に協議することができる。協議を受けた市町は、正当な理由がある場合を除き、被災市民等を受け入れなければならない。

また、市（総合政策部）は、県と協議を行い、被災した市民等について県外における一時的な滞在（以下「県外広域一時滞在」という。）の必要があるときは、県に対し、その滞在先の都道府県と被災市民等の受入れについて協議することを求めることができる。また、県は、他の都道府県に被災県民の受入れについて協議する。

## 11 県外避難者の受入

震災対策編第3章第5節11に準じて行う。

## 12 被災者台帳の作成

市（保健福祉部・教育部）は、被災者に対する支援漏れを防止し、公平な支援を効率的に実施するために、個々の被災者の被害の状況や、支援の実施状況、支援に当たったの配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成するよう努めるものとする。

なお、被災者台帳には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) その他必要事項

## 第7節 災害警備活動

市、自主防犯組織、自主防災組織及び自治会等は、警察が行う警備・社会秩序維持活動等に協力し、市民等の生命、身体、財産を保護するための活動を行う。

### 1 被災地、避難場所等の警戒警備への協力

市（総合政策部）、自主防犯組織、自主防災組織及び自治会等は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯、避難所内での混乱を防止するため、警察が行う被災地及びその周辺におけるパトロール、避難所等の定期的な巡回等に協力する。

### 2 社会秩序の維持

市（総合政策部）、自主防犯組織、自主防災組織及び自治会等は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力等による民事介入暴力等の犯罪防止のため、被災者への知識の啓発を図る。

## 第8節 救急・救助活動

関係機関が連携して被災者の救急・救助活動を行う。

### 1 市民等及び自主防災組織の活動

災害時の交通路の遮断や、同時多発する救急・救助要請等により、消防本部の現場到着の遅れに対処するため、自主防災組織や地域住民は、関係機関と協力して、次のとおり救急・救助活動を実施する。

#### 1-1 関係機関への通報

災害現場に居合わせ、要救助者・負傷者を発見した者は、直ちに消防本部等の関係機関に通報する。

#### 1-2 初期救急・救助活動の実施

災害現場において要救助者、負傷者を発見した者は、自らの安全を確保した上で、可能な限り救出活動を行うとともに、負傷者の保護に当たる。

また、自主防災組織は直ちに活動を開始し、通行人等とも協力し、救助、負傷者の保護に当たる。

#### 1-3 消防機関等への協力

初期救急・救助活動の実施に当たっては、消防機関等からの求めに応じて、可能な限りこれに協力する。

### 2 市及び消防機関の活動

市（総合政策部）及び消防本部は、警察等の関係機関と連携を図りながら、災害に対応した各種資機材を活用し、迅速、適切な救急・救助活動を実施する。

#### 2-1 救助活動の実施

災害発生時に消防職員、消防団員は、迅速かつ適切な救助活動を実施する。

なお、大規模災害発生時は、要救助者及び傷病者が同時に多数いる事態を考慮し、出動対象の選択と優先順位の設定を行うとともに、地域住民、通行人等現場付近に居合わせた者の協力を得るなど、効率的な救助活動の実施に努める。

#### 2-2 救急活動の実施

(1) 市（保健福祉部）は、直ちに那須郡市医師会等と協力して救護所を開設し、傷病者の救護に当たる。

(2) 多数の傷病者が発生した場合は、医師、救急隊員等はトリアージ（治療優先度判定）を行い、重症者から搬送する。

なお、特に重篤な負傷者については、ドクターヘリによる搬送を要請する。

(3) 重症者等の病院への搬送が必要な場合は、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。

なお、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求めるとともに、救急車による搬送が困難と判断される場合は、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ等による搬送を要請する。

### 3 県消防防災ヘリコプター等の運用

市（総合政策部）は大規模な災害が発生した場合、被害状況等の情報収集、人命救助、救急、緊急物資の輸送などでヘリコプターによる活動が有効と判断した場合、県に対して消防防災ヘリコプターの要請を行う。

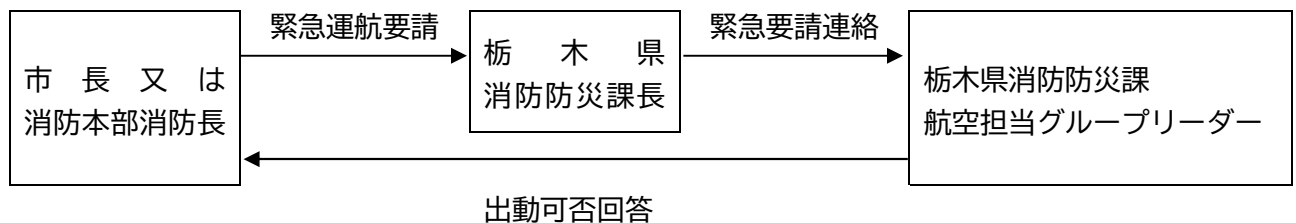
#### 3-1 県消防防災ヘリコプターの運航

県消防防災ヘリコプターは、関係法令のほか、「栃木県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」、「栃木県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に定めるところにより、次のとおり緊急運航する。

#### 3-2 緊急運航の要請

市長又は消防本部消防長は、地域、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために差し迫った必要性があり、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合は、県に対し県消防防災ヘリコプターの緊急運航の要請を行う。

〈県消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー〉



#### 3-3 ヘリコプター活動体制

市（総合政策部）及び消防本部は、ヘリコプターの活動のための飛行場外離着陸場等を確保し、安全対策を図る。

また、市（総合政策部）及び消防本部は、傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手配、地上支援等の準備を行う。

〈資料編2-24 飛行場外・緊急離着陸場一覧〉

## 4 消防相互応援等

### 4-1 消防相互応援

一つの消防機関では対応できないような大規模な災害が発生した場合、相互応援を実施する。

#### (1) 「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

県内全消防本部による「特殊災害消防相互応援協定」に基づいた「栃木県広域消防応援等計画」所定の手続きにより要請、出動する。

〈資料編2-34 特殊災害消防相互応援協定書〉

〈資料編2-35 栃木県広域消防応援等計画〉

#### (2) その他の協定

大田原市が個別に結んでいる協定に基づき相互応援を実施する。

〈資料編2-33 応援協定締結一覧〉

#### 4-2 緊急消防援助隊

被災地消防本部の消防力及び県内応援部隊の広域応援だけでは、十分な対応がとれない場合、県（危機管理防災局）は、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」等に基づき、国（総務省消防庁）に緊急消防援助隊の応援を要請する。

##### （1）要請手続

ア 消防本部消防長は、市長及び那須地区消防組合長に報告の上、県（危機管理防災局）に応援要請を行う。県（危機管理防災局）は、当該要請を受けた場合、災害の状況及び県内の消防力勘案の上、国に対し応援要請を行う。

イ 消防本部消防長は、県に連絡が取れない場合、直接国（総務省消防庁）に応援要請を行うものとする。

##### （2）指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、栃木県緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。

#### 5 消防本部、県警察、自衛隊との連携強化

市（総合政策部）は、災害応急対策活動に当たって、消防本部、県警察、自衛隊との適切な連携のもと迅速、適切に救出・救助活動を実施する。

##### 5-1 相互連絡の徹底

各機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、相互に連絡を取り合い、災害対策に必要な情報の交換を行う。

##### 5-2 自衛隊の派遣

派遣要請を受け、又は自らの判断により派遣された自衛隊は、消防本部、県警察と連携して活動に当たる。

##### 5-3 連絡調整員の現地派遣

各機関は、市に連絡調整員を派遣し、災害応急活動の実施に当たって、機関相互の現場レベルの調整を行う。

〈主な調整内容〉

ア 被災者の検索、救助における地域の割り当て

イ 一斉合同捜索活動の実施

ウ 救助のための人員、資機材等の確保

エ 交通規制の実施

##### 5-4 救出・救助活動等への協力

市（総合政策部）は消防、警察等から依頼があった際には、災害時協定に基づく無人航空機（ドローン等）の運用により救出・救助等に協力する。

## 第9節 医療救護活動

関係機関が連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療救護・助産活動を実施する。

### 1 市の実施体制

市(保健福祉部)は、災害の状況により那須郡市医師会に協力を求め医療救護班を編成し出動する。市のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請する。

### 2 県の実施体制

県は、救護支援班を組織するとともに、災害拠点病院、栃木県医師会、医療機関等で組織する救護班の応援を要請して実施する。

また、多数の傷病者が発生することが見込まれる場合など災害等の状況を判断し、DMAT指定病院に対して、DMATの派遣を要請する。

その他、精神保健医療ニーズが見込まれる場合などは、状況に応じ、DPAT登録医療機関等に対して、DPATの派遣を要請する。

なお、災害救助法が適用された場合は、委託契約に基づき日本赤十字社栃木県支部が組織する救護班に対して救護活動を要請する。災害拠点病院が組織する救護班に対して救護活動を要請するとともに、状況により医師会や医療機関で組織する救護班の出動を要請する。

医療救護活動の実施に当たり、県は、栃木県医師会等の関係機関の協力の下、県庁内に保健医療調整本部を、被災地に医療圏域別保健医療調整本部を設置する。保健医療調整本部には、必要時、統括災害医療コーディネーター、統括DMAT、その他関係団体で構成する「災害医療コーディネートチーム」を配置し、県医師会長の指揮の下、医療の専門的見地から災害医療対策の総合調整を行う。医療圏域別保健医療調整本部は、地域災害医療対策会議を開催し、地域の関係機関との情報共有により地域の保健・医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析し、医療チーム及び各種支援チームを配置調整するなどのコーディネート機能が十分発揮できる体制の整備について協議決定し、その実施を推進する。なお、県は、予め災害拠点病院等の医師を災害医療コーディネーターとして委嘱し、災害医療コーディネーターは、災害時に被災地の医療救護活動や傷病者の搬送先について医療の専門的見地から必要な調整を行う。

#### 2-1 県の組織する救護支援班の編成

広域健康福祉センター職員等をもって、あらかじめ複数の医療職等からなる救護支援班を編成し、市の要請を受けて活動する。

#### 2-2 災害拠点病院の救護班の編成

次の拠点病院において1班以上の救護班を編成する。

災害拠点病院(県北)・・・那須赤十字病院

### 2-3 医師会又は医療機関で組織する救護班

県医師会は、協定に基づき、次のとおり救護班を編成する。  
那須郡市医師会・・・3班（災害拠点病院の那須赤十字病院を含む）

### 2-4 DMAT指定病院のDMAT

次のDMAT指定病院においては、1チーム以上のDMATを編成する。  
那須赤十字病院

※DMAT 「医師、看護師、業務調整員（医師、看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム Disaster Medical Assistance Team」

## 3 救護所の設置

市（保健福祉部）は、救護班が出動したときは、救護の利便性、被災傷病者保護のため、直ちに救護所を開設して傷病者を収容治療する。

なお、妊産婦の救護所は、助産施設のある市内又は近隣市町の医療機関の一部及び助産所を充てる。  
<資料編3-13 那須郡市医師会医療機関の収容能力一覧表>

## 4 医療施設の応急復旧

市（保健福祉部）は、災害により医療施設の損壊によって医療機能が失われたときは、仮救護医療機関を設けて医療救護活動を行うとともに、あらかじめ防災訓練等を実施して災害に備えておく。  
また、病院等においては災害時における医療体制について整備しておく。



## 第10節 緊急輸送活動

被災者の避難、消火・救助活動等の応急対策に必要な人員、緊急物資等を確実、迅速に輸送するため、緊急輸送対策を実施する。

### 1 実施体制

市（総合政策部・市民生活部）は、被災者の輸送を行う。市での被災者輸送が困難と判断した場合は、県に支援を要請する。

### 2 輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、応急活動の段階に応じ次の対象を優先的に緊急輸送する。

#### 2-1 第1段階 救出救命期

- (1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (3) 国、県、市町村等の災害対策に係る人員、ライフラインの応急対策に必要な人員・物資
- (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

#### 2-2 第2段階 避難救援期

- (1) 上記2-1の続行
- (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (4) 輸送施設の応急復旧に必要な人員及び物資

#### 2-3 第3段階 応急対策期・復旧復興期

- (1) 上記2-2の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (3) 生活必需品

### 3 輸送手段の確保

#### 3-1 市の確保体制

- (1) 市（総合政策部・市民生活部）は、地域の現況に即した車両等の調達体制を整備しておく。
- (2) 市（総合政策部・市民生活部）は、車両等が不足する場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町村に対して車両の派遣を要請する。
- (3) 市（総合政策部・市民生活部）は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して次の事項を明示して調達あっせんを依頼する。

- ア 輸送を必要とする人員、物資の品名、数量（重量）
- イ 車両等の種類、台数
- ウ 輸送を必要とする区間、借り上げ期間
- エ 集結場所、日時
- オ その他必要事項

### 3-2 防災関係機関の確保体制

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

### 3-3 営業用車両等の費用の基準

輸送あるいは車両等の借り上げに要する費用は、当該地域の通常の実費とする。

## 4 輸送拠点の確保

市（総合政策部・市民生活部）及び県は、被災地における救助活動に必要な人員、物資等の輸送を迅速、円滑に行うため、必要な物資拠点を確保する。

### 4-1 緊急輸送道路の整備

市（建設部）、県、国土交通省関東地方整備局その他の道路管理者は、緊急輸送道路の維持保全に努め、通行不能箇所が発生した場合、関係機関と連携して速やかに道路の啓開を行うなど、災害時の緊急輸送道路として確保する。

緊急輸送道路が使用不能となった場合は、指定道路に代わるべき市道、林道、農道等を確保する。

### 4-2 物資拠点の確保

救援物資の集積、配布の円滑化を図るため、物資拠点をあらかじめ確保しておく。

○広域災害対策活動拠点等（第2章第16節1参照）

区 分	施 設 名	住 所	電話番号
広域災害対策活動拠点	那須野が原公園	那須塩原市千本松801-3	0287-36-1220
地 域 災 害 活 動 拠 点	大田原高等学校	大田原市紫塚3-2651	0287-22-2042
	大田原女子高等学校	大田原市元町1-5-43	0287-22-2073
	黒羽高等学校	大田原市前田780	0287-54-0179
	道の駅那須与一の郷	大田原市南金丸1584-6	0287-23-8641

## 第11節 物資・資機材等の調達・供給活動

被災者、災害応急対策従事者等に対する円滑な食料・飲料水・燃料及び生活必需品の供給を図るため、調達、供給体制を確立する。

### 1 基本方針

#### 1-1 実施体制

市（総合政策部）は、被災者、災害応急対策業務従事者に対し、必要な物資を調達・供給する。市単独で対応できない場合は、近隣市町・県・その他関係機関の応援を得て実施する。

#### 1-2 季節への配慮

市（総合政策部）は、災害の発生時季、時間の経過とともに変化するニーズを踏まえ、時宜を得た物質の調達に留意するものとする。

#### 1-3 要配慮者への配慮

市（総合政策部・保健福祉部）は、難病患者、透析患者などの病者、乳幼児・妊産婦、食物アレルギー等に配慮した食品や生活必需品の調達に配慮するよう努める。

### 2 給食

#### 2-1 供給の対象

市（保健福祉部・産業文化部）は、次に掲げる者で食料の供給を必要とする者に対して食料を供給する。なお、食料の供給に当たっては、要配慮者に配慮した品目選定を行う。

- (1) 炊き出し等による給食を行う必要がある被災者
- (2) ライフラインの寸断等により食料の供給が受けられない社会福祉施設等の入居者
- (3) 被災地における救助活動、急迫した災害の防止、応急復旧作業に従事する者

#### 2-2 食料の調達、供給

市（総合政策部・保健福祉部・産業文化部）は食料の供給を実施するに当たり、市内に分散備蓄している食料及び市内外の小売業者との協定等により、食料を調達するものとする。なお、供給が間に合わない場合は県に食料調達の要請をする。

#### 2-3 要配慮者への配慮

市（保健福祉部）は適切な食料が供給されるよう、要配慮者の把握及び必要な物資の抽出・確保等を行う。

なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

## 2-4 食料の配給

被災者が直ちに食することが出来る現物によるものとし、備蓄の缶詰や調達したパンの支給、調達した米穀等の炊き出しにより行う。

炊き出しにおいて、災害救助用米穀等を必要とする場合で、かつ交通、通信の途絶により県との連絡がつかない場合は、農林水産省寄託倉庫の責任者に対し、直接災害救助用米穀の引き渡しを要請することが出来る。また、日本赤十字奉仕団等の協力により避難所内若しくはその近くの給食施設等を有する既存の施設を利用して調理する。

## 3 給水

### 3-1 供給の対象

市（水道局）は、災害発生時に飲料水が得られない者に対して、1人1日3リットルを基準とする応急給水を行う。市のみでは実施不可能な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

### 3-2 飲料水の確保対策

(1) 市（水道局）は、応急用飲料、水道施設における貯水量の確保に努めるほか、湧水、井戸水、河川水等を浄化処理して飲料水を確保する。

<資料編2-25 上水道施設一覧表>

(2) 市（水道局）は、災害の発生に備え、災害用浄水器の整備に努める。

(3) 市（総合政策部）は、物資供給協定締結先に対して、飲料水の供給を依頼する。

### 3-3 給水活動

(1) 市（水道局）は、給水班を組織して給水活動を行う。

(2) 市（水道局）は、被災市町村から要請があった場合に、可能な限り、応急給水活動を行う。

### 3-4 応急用飲料水以外の生活用水の供給

市（水道局）は、飲料水以外の生活用水等についても、必要量の確保、供給に努める。

## 4 生活必需品等の供給

### 4-1 供給の対象

住宅が被災して、生活必需品を喪失するなど、日常生活が困難な被災者。

### 4-2 生活必需品等の確保

市（保健福祉部・産業文化部）は、市の物資供給協定先に対して、生活必需品の供給を依頼する。

県は、市において調達することが困難な場合、県の備蓄物資の提供又は、県の物資供給協定締結先等に供給を依頼し、物資を供給する。

## 第12節 農林業関係対策

被害を受けた農林産物及び施設の応急対策を実施し、早期に営農林体制の再開を目指す。

### 1 家畜伝染性疾病予防体制

市（産業文化部）は、家畜伝染性疾病予防対策及び応急対策を講じる。

#### 1-1 家畜伝染性疾病予防実施体制

市（産業文化部）は、被災地における予防対策を行う。

- (1) 家畜所有者等から通報を受けた場合に被害状況の把握、県への通報
- (2) 伝染性疾病が発生した場合又は発生のおそれがある場合の畜舎消毒、薬浴等の疾病発生予防、まん延防止のための措置について指導
- (3) その他必要な指示の実施

#### 1-2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理については、本章第13節3に準じて行う。

### 2 農地・農業用施設等の応急対策

#### 2-1 施設の点検、監視等

##### (1) 施設の点検・監視

各施設管理者は、風水害の発生のおそれがある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

##### (2) 関係機関等への連絡

各施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、市（産業文化部）、県、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

##### (3) 災害未然防止活動

洪水の発生が予想される場合は、施設管理者は、ダム、頭首工、排水機、水門等の放水などの適切な操作を行う。

また、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ必要な事項を市（消防本部を含む）、警察に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

#### 2-2 災害応急復旧対策

農地・農林業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急復旧対策を実施する。

##### (1) 被害状況の把握

市（産業文化部）は、関係機関と相互に連携して関係施設の被害状況を把握し、県（農地・農業用施設については那須農業振興事務所、林業用施設については県北環境森林事務所）に報告する。

##### (2) 応急対策の実施

ア 施設管理者は、関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないよう、次の応急対策を実施する。

- (ア) 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な建造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに市（産業文化部）、県等関係機関に連絡するとともに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。
  - (イ) 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。
  - (ウ) 集落間の連絡農道、基幹農道、連絡林道、基幹林道等の管理者は、避難路、緊急輸送路となる道路の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。  
また、通行が危険な道路については、通行禁止等の措置を講じる。
  - (エ) ため池等の施設管理者は、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じる。
  - (オ) 施設管理者は、被災して危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。
- イ 市（産業文化部）及び県は、農地・農林業用施設等の被害が拡大するおそれがある場合は、関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

### 2-3 農林業共同利用施設

農林業共同利用施設の管理者は、災害発生時には、各施設の被害状況の把握、報告を行い、関係機関と連携して復旧対策を速やかに実施する。

#### (1) 施設の点検・監視等

施設管理者は、災害発生のおそれがある場合には、主要建造物等の点検、監視を行う。

また、施設管理者は、施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、市（産業文化部）、県、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

#### (2) 災害応急対策

施設管理者は、農林業共同利用施設の被害状況を把握し、那須農業振興事務所及び県北環境森林事務所に報告する。

## 第13節 保健衛生活動

被災地における感染症の発生予防・まん延防止、被災者の健康の保護等のため、保健衛生対策、遺体の収容・埋葬等、動物の管理の的確な実施を図る。

### 1 保健衛生対策

#### 1-1 感染症対策

##### (1) 実施体制

市（保健福祉部・市民生活部）は、被災地における生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力低下等によって生じる感染症の発生予防及びまん延防止対策を実施する。市のみで処理が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

##### (2) 実施方法

市（保健福祉部・市民生活部）は、被災者の健康管理を担当する保健対策班、消毒・衛生監視、ねずみ族・害虫の駆除等を行う生活衛生対策班を編成し、避難所、被災家屋等の消毒、ねずみ族・昆虫の駆除等を行う。市だけでは対応が困難である場合、県に、応援の依頼を行うとともに、必要に応じて、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行う。

#### 1-2 栄養指導対策

##### (1) 実施体制

市（保健福祉部）は食糧の供給に当たり、避難所の生活が長期化する場合は被災者全般の食事について、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、疾病上の食事制限者、要配慮者に対する配慮等、質の確保について配慮を行う。

なお、市のみで対応が困難な場合は、県、近隣市町等の関係機関に応援を求めて実施する。

##### (2) 実施方法

###### ア 県が実施する対策

(ア) 栄養・食生活支援活動に関する情報を収集し、随時まとめて広域健康福祉センターや関係機関等に提供し情報の共有化をはかる。

(イ) 人材及び特別用途食品などの調達のため、必要に応じて関係機関へ支援要請を行う。

###### イ 県北健康福祉センターが実施する対策

###### (ア) 被災地の食に関する情報把握

被災地における食生活に関して援護を必要とする者の人数や被災の状況、避難所の設置状況や特定給食施設等の被害状況を把握する。

###### (イ) 被災者の栄養指導

県北健康福祉センターは、市（保健福祉部）と連携して被災者の栄養指導を行う。

###### (ウ) 食事提供（炊出し等）の栄養管理指導

設置された炊事場、炊き出しの提供食材・調理、管理等について確認し、必要に応じて実施主体への提案、指導・助言を行う。

###### (エ) 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して、被災者の健康状態、食料の供給状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

(オ) 食生活の相談・指導の実施（避難行動要支援者への食生活支援）

妊産婦、乳幼児、高齢者、難病患者、透析患者、糖尿病、食物アレルギー疾患患者等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施し、併せて特別用途食品の手配や調理方法等に関する相談を行う。

(カ) 特定給食施設等への指導

被害状況を把握し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないように指導し、飲食の早期平常化を支援する。

## 2 遺体取扱対策

### 2-1 遺体の搜索

#### (1) 実施体制

遺体（災害により、現に、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者）の搜索は、原則として市（総合政策部）が警察、消防機関の協力のもとに実施する。

#### (2) 実施方法

市だけでは対応が困難である場合、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に応援要請を行うとともに、県に、自衛隊に対する応援要請を行うよう依頼する。

#### (3) 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の遺体搜索は、次の基準により実施する。

##### ア 対象

災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者。

##### イ 費用の限度

舟艇その他遺体の搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費。

##### ウ 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。ただし、当該期間のうちに終了することができないやむを得ない事情がある場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

### 2-2 遺体の処置、収容及び検案（検視）

#### (1) 実施体制

災害の際に死亡した者の遺体の処置等について、その遺族等が混乱のため行うことができない場合は、原則として市（保健福祉部・市民生活部）が、県、警察、日本赤十字社栃木県支部、医療機関等関係機関の協力のもとに実施するものとする。

#### (2) 実施方法

遺体の処置、収容及び検案（検視）に当たっては、衛生状態、遺体の尊厳の確保等に十分配慮するものとする。



## ア 市が実施する対策

- (ア) 那須郡市医師会や日本赤十字社栃木県支部の協力を得て、適切な遺体の処置及び検案を実施する。
- (イ) 身元不明の遺体又は災害の混乱により引き取りが行なわれない遺体を収容するため、適当と認められる公共施設等を遺体収容所として開設する。また、遺体の保存に十分な量のドライアイス、棺等の確保に努める。
- (ウ) 捜索により発見された遺体について、警察等関係機関と協力し、遺体収容所へ搬送する。

## 2-3 遺体の埋葬等

### (1) 実施体制

災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため埋葬等を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族がない場合には、原則として市（市民生活部）が遺体の応急的な埋葬等を行う。

市で対応が困難な場合、県に広域的な火葬が行なわれるよう調整を要請する。

### (2) 埋葬等の実施方法

- ア 民間事業者の協力を得て、棺、骨つぼ等の確保に努める。
- イ 災害発生により火葬場が不足した場合には、災害時における市町村相互応援に関する協定に基づき、他市町に火葬場の提供及びあっせんを求める。
- ウ 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、墓地に埋蔵する。
- エ 遺体を土中に葬る場合は、市営墓地の中に所要の地積を確保する。市営墓地に地積の確保が困難な場合は、法人営墓地の中に所要の地積を確保する。

<資料編3-11 災害救助法施行細則>

## 3 動物取扱対策

### 3-1 動物保護管理対策

#### (1) 実施体制

飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県、宇都宮市保健所、獣医師会及び日本愛玩動物協会栃木県支所で構成する動物救護の体制により、市町等関係機関・団体の協力を得て、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。

#### (2) 市が実施する対策

- ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。
- イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。
- ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。
- エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。

オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。

カ 実施については、現有の人員、機材、施設等に対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

### 3-2 死亡獣畜の処理

#### (1) 実施体制

被災地における、死亡獣畜の処理が広範囲にわたり、かつ公衆衛生、家畜防疫上必要がある場合の処理計画の策定及び実施は、原則として市（市民生活部・産業文化部）が行う。

#### (2) 市が実施する対策

ア 死亡獣畜の回収等適切な措置の実施

イ 死亡獣畜の処理に当たっては、死亡獣畜取扱場で死亡獣畜の処理を行うほか、状況に応じて次のように処理する。

(ア) 移動し得る獣畜については、人家、飲料水、河川、道路に近接せず、日常、人や家畜が近接しない場所に集めて、公衆衛生上適切な方法で、埋却又は焼却処理

(イ) 移動し難いものについては、公衆衛生上やむを得ない事情がある場合に限り、その場で個々に埋却又は焼却処理

## 第14節 障害物等除去活動

被災市民等の生活の確保と緊急輸送道路等の交通の確保を図るため、道路等に堆積した土砂などの障害物除去対策を行う。

### 1 宅地内障害物の除去

市（市民生活部、建設部）は、市民等に対し家屋等の内外に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の障害物の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、災害救助法が適用された場合は同法の対象範囲内で支援する。

市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除去作業の協力を呼びかける。また必要に応じて、ボランティアに協力を求める。

<資料編3-11 災害救助法施行細則>

### 2 河川の障害物の除去

河川にある障害物の除去は、河川管理者等が実施する。

### 3 道路の障害物の除去

道路交通支障となる障害物は、道路管理者が直営又は「災害時の応急対策業務の実施に関する基本合意」の締結先、その他業者委託の活用等により速やかに除去する。

道路管理者は、その管理区域の障害物の状況を調査し、重要物流道路及び緊急輸送路を優先するなど重要度や緊急度に応じて除去する。

### 4 放置車両等の移動

道路管理者は、道路上に放置車両等が発生した場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定し、当該放置車両等の運転手等に対し車両の移動等の命令を行う。この場合において、運転手等がない場合等には、道路管理者は自ら車両等の移動等を行う。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者は、他人の土地を一時使用等することとする。

#### 4-1 措置をとる区域又は区間

道路管理者は、当該措置をとるときは、区間の起終点を示すことによって路線ごとに道路の指定を行うほか、必要に応じて一定の区間内を包括的に指定する。

#### 4-2 県公安委員会との連携

### (1) 指定の通知

道路管理者が、道路区間の指定をしようとする場合は、あらかじめ公安委員会及び警察署に道路の区間及びその理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知することができないときは、事後に通知する。

### (2) 県公安委員会からの要請

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両等の移動等について要請することができる。

### (3) 国及び県からの指示

国土交通大臣及び県知事は、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市に対し必要な措置をとるよう指示することができる。

## 5 障害物集積所の確保

市（市民生活部、建設部）は、障害物の除去に当たって、あらかじめ交通や応急対策活動に支障のない場所に十分な集積所を確保しておくものとする。

## 6 除雪活動

### 6-1 家屋等の除雪活動

市（建設部）は、市民等に対し家屋等の除雪に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等の積雪の除去は、原則として所有者・管理者が実施するものとするが、市（保健福祉部）は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織等に対して地域ぐるみの除雪作業の協力を呼びかける。また、必要に応じて、ボランティアの協力を求める。

### 6-2 公共施設の除雪活動

公共施設の除雪活動は、その管理者が行う。ただし、大型機械による除雪が困難な狭隘な生活用道路等について、管理者は必要に応じ地域住民に対し地域ぐるみの除雪の協力を呼びかける。

## 第15節 災害廃棄物処理活動

被災地の環境衛生の保全と早期の復興を図るため、関係機関は、災害廃棄物やし尿、避難所ごみなどの災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理する。

### 1 災害廃棄物の処理

#### 1-1 体制整備・情報収集

市（市民生活部）は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

処理に当たっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

#### 1-2 発生量及び処理可能量の推計

市（市民生活部）は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物（自然災害に起因し生活環境保全上支障となるもの）の発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

#### 1-3 市民等への周知

市（市民生活部）は、災害廃棄物の排出方法や分別方法、仮置場の利用方法等について、市民等へ広報するとともに、県やボランティア等とも情報を共有する。

#### 1-4 仮置場の設置・運営

市（市民生活部）は、大量に発生した災害廃棄物を一時的に保管するため、被害状況や周辺環境から適地を抽出し、仮置場を早急に設置する。

被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再資源化を図る。

#### 1-5 収集運搬

災害廃棄物は、原則として被災者自らが市の指定する場所に搬入することが望ましいが、被災者自らによる搬入が困難な場合には、市（市民生活部）が収集運搬を行う。

市（市民生活部）は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

#### 1-6 処分・再資源化

市（市民生活部）は、災害廃棄物の種類や性状に応じて、破碎、選別、焼却等の中間処理を行い、再生利用及び最終処分を行う。

処理に当たっては、できる限り再資源化や減量化を推進することとするが、処理のスピード及び費用の観点を含め総合的に処分方法を検討する。

なお、石綿については「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月環境省）等を参考とし、石綿を含有する廃棄物の飛散流出や他の廃棄物との混合を防止し適切に取り扱う。

## 2 し尿・避難所ごみ・生活ごみ

### 2-1 体制整備・情報収集

市（市民生活部・水道局）は、速やかに連絡体制を整備し、処理施設の稼働状況を把握するとともに、市内の被害状況について情報収集を行う。

処理に当たっては、既存の人員、機材、処理施設で実施するものとするが、市のみで対処できない場合には、相互応援協定等に基づき、県等に応援を求め、緊急事態に対処する。

### 2-2 発生量及び処理可能量の推計

市（市民生活部・水道局）は、被災地の戸数、避難者数等から、し尿及び避難所ごみの発生量・処理可能量を推計し、その処理体制を整備する。

### 2-3 市民等への周知

市（市民生活部）は、排出方法等について、市民等へ広報するとともに、県と情報を共有する。

### 2-4 収集運搬

市（市民生活部）は、収集運搬能力や被害状況を考慮し、収集方法等を決定するとともに、必要となる人員や車両を確保する。

### 2-5 処分・再資源化

市（市民生活部）は、ごみやし尿の発生状況を把握し、処理が滞らないよう留意する。

## 3 水害における留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み、腐敗しやすく、悪臭・汚水の発生源となるため、市（市民生活部）は、その特性を踏まえ、次の事項に留意して早急に処理する。

### 3-1 仮置場

水が引くと、被災市民等が一斉に水に浸かった災害廃棄物を屋外に排出するため、仮置場を早急に開設する。

開設に当たっては、日常生活圏への影響の少ないところで開設するとともに、消臭剤や殺虫剤の噴霧等の害虫・悪臭対策等を行う。

### 3-2 収集運搬

水分を含む畳や布団等の重量のある廃棄物が発生するため、積込みや積降ろしに使用する重機を確保するほか、収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。

### 3-3 処理

災害廃棄物混じりの土砂が多量に発生するため、土砂の選別等を行う。

腐敗性廃棄物については、優先して処理を行う。

#### 4 国庫補助制度の積極的活用

市は、国庫補助金（災害等廃棄物処理事業費補助金等）を積極的に活用することにより、適切な処理を図る。

## 第16節 学校・社会施設等の応急対策

児童生徒等の生命、身体 の安全確保や教育の実施のため必要な措置を講じる。

### 1 応急措置

校長等は、予め定めている学校安全計画、マニュアル等に従い、状況に応じて次の措置を行う。

- ・児童生徒、教職員等を安全な場所に避難させ、安否を確認する。
- ・災害の規模や児童・生徒、教職員、施設設備の被害状況を速やかに把握し、県教育委員会又は市教育委員会に報告する。
- ・当該教育委員会と連携し、臨時休業、始（終）業時刻の繰り下げ又は繰り上げ、部活動の停止など児童・生徒等の安全確保に努める。

### 2 応急時の教育の実施

#### 2-1 教育施設の確保

- (1) 市教育委員会及び県教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断されることを避けるため、災害の程度に応じ、概ね次表のような方法により、応急時の教育の実施の予定場所の選定について対策を講じる。

災 害 の 程 度	応急時の教育の実施の予定場所
学校等の一部の校舎が災害を受けた場合	特別教室、体育館、講堂
学校等の校舎が全部災害を受けた場合	1 公民館等公共施設 2 隣接学校の校舎
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 市民等の避難先の最寄りの学校、被害の無い学校、公民館等公共施設 2 応急仮校舎
市内大部分についての災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設

- (2) 被害の地域が広範囲で校舎の被害が大きく復旧に長期間を要し、授業不可能（1週間以上）による学習の遅れが予想される場合は応急の仮教室を使用して授業を行う。

#### 2-2 教職員の確保

市及び県教育委員会は、教職員が不足する場合、次により教職員を確保する。

- (1) 災害の状況により、市教育委員会は、被害を免れた学校の教職員を適宜被害を受けた学校に派遣し教育の正常化に努める。
- (2) 被災の状況がひどく、(1)によることが困難な場合は、県教育委員会が、郡又は県単位に対策を立て、市教育委員会と協議して早急に応援体制を取り、教職員の確保に努める。



### 3 防災拠点としての役割

避難場所等の防災拠点としての役割を果たす学校、公民館、青少年教育施設、体育館等の施設の管理者は、避難所の運営や学校施設設備の提供等について、必要に応じ市（保健福祉部・教育部）に協力する。

### 4 学用品の調達・給与

教科書については、必要冊数を栃木県教科書供給所を通じて当該会社から取り寄せ配付する。学用品等は必要量を調達し、被災校へ急送する。

### 5 文化財の保護

#### 5-1 災害発生の際の措置（通報）

文化財所有者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、災害が発生した場合には直ちにその被害状況を市に通報する。

所有者、管理者が市の場合の通報責任者は、市教育委員会教育長とする。通報を受理したときは、県に報告し、被災の状況によって係員の派遣を求める。

#### 5-2 災害状況の調査、復旧対策

災害発生の場合、文化財の被害状況把握に努め、必要に応じて係員を現地に派遣する。また被害状況の詳細を調査し復旧計画等の準備、計画に応援協力するとともに、その結果を県に報告する。

### 6 文化施設における応急対策

施設の被災により収蔵品等が損傷するおそれがある場合、施設の管理者は、施設・設備の緊急点検、収蔵品等の安全な場所への移動等被災防止の措置をとる。また、見学者、入場者を安全な場所へ避難させる、臨時休業又は開館時間の短縮等の応急措置をとる。

### 7 社会教育施設における応急対策

#### 7-1 応急措置

施設の管理者は、防災計画（危機管理マニュアル）等に基づき、利用者を安全な場所に誘導・避難させ、安否を確認し、必要に応じて消防署、警察、医療機関等への通報及び協力要請を行う。

また、利用者の避難後の保護の方法をはじめとした応急対策を決定し、安全確保に努めるとともに、対応体制を確立し市教育部又は県教育委員会に報告する。

## 第17節 住宅応急対策

被災者の居住の安定を図るため、公営住宅の一時的な供給、応急仮設住宅の建設、民間賃貸住宅に関する情報提供、被害家屋の応急修理を行う。

### 1 実施体制

#### 1-1 実施体制

被災者に対する応急住宅の提供、被災住宅の応急修理は、原則として市町が行い、県はこれに協力する。ただし、災害救助法を適用した場合は、県が行う。

#### 1-2 応急住宅の供給方針

原則として既設の公営住宅等とし不足する場合に応急仮設住宅を建設又は民間賃貸住宅を借り上げる。

### 2 公営住宅等の一時供給

#### 2-1 対象

次の条件を満たす者とする。

なお、入居者の選定に当たっては、公平を期するほか、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮する。

- (1) 災害のため住家が全壊、全焼又は流失したこと。
- (2) 居住する住家がないこと。
- (3) 自己の資力では住宅を確保することができないこと。

#### 2-2 供給する公営住宅等の確保

- (1) 市（建設部）は、既設の公営住宅等で提供可能なものを確保する。
- (2) 市内で確保できない場合、市（建設部）は、県に県営住宅等の供給及び他市町の公営住宅等のあっせんを依頼する。

### 3 応急仮設住宅の供給

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の供給は、災害救助法施行細則の定めるところによる。なお、供給に当たっては、高齢者・障害者等の要配慮者向け住宅の設置に配慮する。

#### 3-1 建設による応急仮設住宅の供給

##### (1) 設置予定場所

市（建設部）において決定するものとする。

なお、市（建設部）は建設候補地をあらかじめリスト化し、県に報告するものとする。

##### (2) 実施方法

県が直営又は「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結先、その他業者活用等

により実施する。県又は業者に手持資材がない場合や確保困難な場合は関東森林管理局又は国の非常（緊急）災害対策本部に協力を要請する。

<資料編3-16 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書>

### 3-2 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供給

県は、関係団体と協力し、民間賃貸住宅を借上げることにより、応急仮設住宅として被災者に供給する。

## 4 被災住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理の実施は、災害救助法施行細則の定めるところによる。市は業者活用等により周知を実施する。

<資料編3-11 災害救助法施行細則>

## 5 民間賃貸住宅に関する情報の提供

### 5-1 対象

被災者（自己負担により民間賃貸住宅への入居を希望する者）

### 5-2 内容

県は、「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定」に基づき、協定締結先から提供された民間賃貸住宅の空き家情報を市と連携し被災者に提供する。

## 第18節 インフラ施設等応急対策

インフラ施設の早期復旧を図るため、応急対策を実施する。

### 1 道路施設（市、県）の対策

#### 1-1 被害情報の収集

市（建設部）及び県は、災害が発生した場合や災害の発生が予想される場合は、道路パトロールカー等による巡視及び管理委託業者等からの道路情報の収集に努める。

#### 1-2 被害情報の伝達

(1) 市（総合政策部・建設部）は、道路の被災状況、応急対策の活動状況、応援の必要性等を県に連絡するとともに、必要に応じてライフライン等の関係機関に連絡する。

(2) 市（建設部）は、管理する道路以外の被災情報を入手した場合は、当該道路管理者に対して、その情報を速やかに連絡する。

#### 1-3 応急措置

##### (1) 緊急の措置

市（建設部）は、巡視の結果等から必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施するとともに、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

##### (2) 交通規制

市（総合政策部）は、交通の危険が生じると認められる場合は、警察等関係機関と調整を図り、通行の禁止、制限の措置をとり、道路法第47条の5に規定する道路標識を設置する。

また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を講じる。

##### (3) 交通の確保

市（建設部）は、関係機関との調整を図りながら、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、交通の確保を図る。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要な場合は、重要物流道路及び緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送路を優先して機能の確保を図る。

##### (4) 二次災害の防止

市（総合政策部・建設部）は、災害発生後、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、必要な措置を講じるとともに、交通規制や施設の使用制限を行い、二次災害の防止に努める。

##### (5) 道路情報の提供

市（建設部）は、災害発生箇所、被災状況、通行規制状況、迂回路等の情報を迅速かつ的確に道路情報板等により利用者への提供に努める。

### 2 ライフライン関係施設の対策

#### 2-1 上水道施設

##### (1) 被害情報の収集、伝達

水道事業者は、災害発生後直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関に通報する。

## (2) 応急措置

上水道施設が被害を受けた場合、水道事業者は、短期間に応急的に復旧させ、給水区域内住民への給水を確保するとともに、二次災害の発生を防止し、通常的生活機能回復維持に努める。

### ア 工事業者への協力依頼

被害の状況により大田原管工事工業協同組合へ応急復旧の協力を要請する。

なお、主要施設について、あらかじめ工事業者を選定し、被災施設の復旧工事の協力依頼をしておく。

### イ 送配水管等の復旧手順

#### (ア) 送配水管の復旧

応急復旧作業は、最初に浄水場から配水池までの送配水管を復旧し、配水池確保水量の補給を行う。配水管については、主要配水管から順次復旧し、給水拠点に進めていく。

#### (イ) 臨時給水栓の設置

避難所に近い公設消火栓において、臨時給水栓を設置する。なお、設置の際は、消防本部に通報し、消火活動の障害にならないよう努める。

### ウ 仮設配水管の設置

主要配水管の応急修理が困難な場合には仮設配水管を布設する。

### エ 通水作業

応急処理後の通水は、配水池までの送水施設が完全に復旧した後、順次主要配水管から行う。

### オ 洗管作業

消火栓等から排水し洗管を行い、水道水の色、にごり、残留塩素濃度の確認を行う。

## (3) 広報

給水場所は、あらかじめ広報紙等で市民等に周知しておくとともに、災害の発生に際しては、広報活動によりその場所を市民等に知らせる。

また、水道施設の被害状況、復旧見込等についても情報提供に努める。

## (4) 応援の依頼

水道施設の復旧のため必要と認めたときは、他の水道事業者等に応援を依頼する。

<資料編 2-25 上水道施設一覧>

## 2-2 下水道施設

### (1) 被害情報の収集、伝達

下水道管理者は、災害発生に対して、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理・排水機能の支障の有無を確認する。

なお、巡視結果等から詳細な点検が必要と思われるものについては、できるだけ早い時期に詳細な点検を実施し、二次災害のおそれがあるものについては応急復旧を行う。

被害があった場合は、状況に応じて速やかに県その他関係機関への連絡、市民等への広報に努める。

### (2) 応急措置

ア 下水道施設が被害を受けた場合、下水道管理者は、二次災害の発生のおそれがある箇所の安全確保を行い、早急に応急復旧を行う。

イ 処理場、中継ポンプ場、水管橋、放流ゲート、管きょ等の態様の違いに配慮して復旧計画を策定する。

<資料編 2-26 下水道施設一覧>

## 第19節 危険物施設等応急対策

危険物施設等が被災した場合に、危険物等が爆発、漏洩することによる二次災害の発生、拡大を防ぐため、応急対策を実施する。

### 1 災害の拡大防止活動

- (1) 事業者は、危険物施設等が被災した場合に的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。
- (2) 市（各部等）、県及び消防本部は、危険物施設等が被災した場合に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

### 2 危険物等の大量流出に対する応急措置

市（市民生活部・建設部）は、県、警察及び消防本部等と連携して危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の処理等必要な措置を講じ、継続的な監視を行う。

また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

### 3 避難対策

危険物施設等が被災した場合、又は発生するおそれがある場合において、市（総合政策部）が行う避難対策は、本編第3章第6節に準じる。

## 第20節 広報活動

市民等に迅速かつ的確な情報を提供し、社会的混乱を防ぐため、市民ニーズに対応した広報活動を行う。

### 1 広報活動内容

#### 1-1 広報の内容

市（総合政策部）及び消防本部は、災害の規模、態様等に応じて、市民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

なお、(10)については、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

- (1) 災害の規模、被害の状況に関する事項
- (2) 避難指示等に関する事項
- (3) 犯罪の防止等社会秩序の維持に関する事項
- (4) 医療救護活動に関する事項
- (5) 交通規制等に関する事項
- (6) 食料・飲料水・生活必需品の供給に関する事項
- (7) 保健衛生に関する事項
- (8) 道路、橋りょう、河川等の復旧に関する事項
- (9) 電気、ガス、上下水道、電話等ライフラインの復旧に関する事項
- (10) 被災者の安否に関する情報
- (11) ボランティア・義援物資の受け入れに関する事項
- (12) 問い合わせ・要望・相談等の対応に関する事項
- (13) その他関係機関の応急対策に関する事項
- (14) 市民等の心得等人心の安定のために必要な事項
- (15) その他必要な事項

#### 1-2 広報の方法

防災関係機関等は、報道機関を通じて行う情報提供のほか、各機関が有する広報手段、その他利用可能な広報媒体を積極的に活用し、広く市民等に的確な情報提供を実施する。

### 2 市の広報活動

#### 2-1 災害時の広報体制

市（総合政策部等）は、次により災害時の広報活動を実施する。

- (1) 災害情報等の提供窓口の一元化  
情報提供窓口の一元化を図る。



## (2) 広報活動

市（総合政策部）は、各種広報活動を実施するほか、災害対策本部が行う記者発表に関する諸調整を行う。

- ア 各種広報媒体を活用した、市民等への災害情報や生活情報の提供
- イ 報道機関に対する災害情報提供・報道要請等の連絡調整

## 2-2 市民等に対する災害情報等の提供

### (1) 報道機関を通して行う災害情報等の提供

ア 市（総合政策部）は、収集した災害情報や市の応急対策等について、その都度速やかに「記者クラブ」に発表し、報道機関に提供する。

なお、記者クラブ非加盟の報道機関（他県の地方紙等報道機関、外国報道機関、雑誌社等）に対しても、同様の災害情報等を提供する。

### (2) ワンストップ相談窓口の開設

ア 市（総合政策部）は、必要に応じ、本部広報班に「ワンストップ相談窓口」を設置し、対策本部からの各種情報に基づき、市民等からの問い合わせ・相談等に対応する。

イ 「ワンストップ相談窓口」には電話回線、ファクシミリ、パソコン通信等の設備を確保するとともに、職員を配置する。

### (3) 要配慮者等への配慮

ア 市（総合政策部）は、災害で道路や通信が途絶した地域への情報が伝達されるよう、各種広報手段を活用する。

イ 市（保健福祉部）は、視聴覚障害者、外国人等に情報が伝達されるよう、福祉団体、外国人団体、ボランティア等の支援を得て的確な情報提供を行う。

特に、視聴覚障害者に対する情報支援に当たっては、障害の程度（全盲、弱視、聞こえの状態など）に応じた提供方法（点字・音声・拡大文字、手話・文字・拡張器など）による情報支援に努める。

ウ 市（総合政策部）は、一時的に遠隔地に避難した被災者に対して、生活再建・復興計画等に関する情報が伝達されるよう情報伝達を工夫する。

### (4) 各種広報手段の活用

市（総合政策部）は、市民等に対して、災害情報や生活情報等をよりきめ細かに提供するため、関係機関の協力を得て、次の広報活動を実施する。

ア 被災地や避難場所等へ市有車両（市広報車等）を派遣し、被災者への呼びかけや印刷物の配布、掲示を行うほか、被災状況の把握や要望・苦情の収集を実施

イ 市防災行政無線による情報提供

ウ 避難場所等への公共掲示板の設置、ポスターの掲示等による各種情報の周知

エ 災害情報等に関する広報紙、チラシ、ビラ等を作成・配布

なお、視聴覚障害者や外国人等には、各種団体やボランティアの支援等を得て、点字や録音テープ、多言語による広報資料を作成・配付

オ 各種情報の新聞広告掲載

カ ホームページやメール等の情報通信技術を活用した情報提供

キ ボランティアの支援を得て、情報の収集や広報活動を実施

ク 消防団・自主防災組織等の人的ネットワーク等による広報活動

### 2-3 記録写真等の収集

市（総合政策部）は、災害に関する写真や映像等を整理・保存するほか、関係機関が保持する災害写真、ビデオ等資料の収集に努める。

## 第21節 ボランティアや義援物資・義援金・寄附金の受入

ボランティアの円滑な活動のため支援調整を行うとともに、被災者の必要物資等を把握し、広報機関を通して義援物資・義援金・寄附金を募り、受け入れ、公平に配分する。

### 1 ボランティアの受入・活動支援

#### 1-1 災害時のボランティアの活動内容

災害時において、ボランティアに期待される活動内容は、次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・広報
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者、障害者等の介護、外国人への通訳
- (5) 清掃、保健衛生活動
- (6) 災害応急対策物資・資材の輸送、配分
- (7) 家屋内の土砂、家具の除去等、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (8) 災害応急対策事務の補助
- (9) その他災害応急対策に関する業務

#### 1-2 ボランティア活動の支援調整

##### (1) 体制の整備

市（保健福祉部）及び市社会福祉協議会は、多くのボランティアの活動を支援・調整するための体制整備を図る。なお、支援・調整に当たっては、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

##### (2) 市及び市社会福祉協議会等の活動

市（保健福祉部）は、地域防災計画に基づき、市社会福祉協議会、市民生委員児童委員協議会連合会、及びボランティア団体等で組織し、ボランティアの受入れ窓口となる災害ボランティアセンターを災害発生後速やかに設置して、ボランティア活動が円滑に行えるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援するとともに、設置の事実を市ホームページ等に公表するなど、市民等やボランティアへの周知を図る。

<資料編3-17 災害ボランティアセンターの概要>

### 2 義援物資・義援金・寄附金の受入・配分

#### 2-1 義援物資の受入

##### (1) 義援物資の受入

市（保健福祉部）及び県は、義援物資に関する対応方針について、市ホームページへの掲載や報道機関への報道依頼により周知徹底を図る。

また、義援物資は、物資集積所において、受入れ、一時保管、仕分け、配送を行い、適切な在庫管理に基づき、必要とする義援物資のリストを作成、公表し、応急対策が終了するまで定期的に更新する。

#### (2) 義援物資の需給調整と情報発信

被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施するため、報道機関の協力を得て、被災地における物資の過不足に関する情報提供を行う。

### 2-2 義援金の受入・配分計画

#### (1) 義援金配分委員会の設置

義援金の配分を公平に行うため、大田原市被災者義援金配分委員会設置要綱により同委員会を設置する。

#### (2) 義援金の受入

義援金は、各受付機関で受け入れるものとし、受付機関において一時管理を行うものとする。

配分委員会が設置された後は、配分委員会が各受付機関から引き継ぎを受けて配分が終了するまで管理する。

#### (3) 義援金の配分

義援金の配分は、被害程度、被害人員を考慮して、配分委員会で決定し、被災市民等に対して配分を行う。

#### (4) 配分結果の公表

配分委員会は、義援金の配分結果について、防災会議に報告するとともに報道機関等を通して公表し、救援活動の透明性の確保を図るものとする。

<資料編 3-18 大田原市被災者義援金配分委員会設置要綱>

## 第22節 孤立集落応急対策

道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対し、応急対策活動を実施する。

### 1 孤立実態の把握

市（総合政策部）及び県は、通信途絶の地域がある場合、必要に応じてヘリコプターを活用し、職員の現地派遣や災害時協定に基づく無人航空機（ドローン等）の活用による情報収集に努める。孤立集落内の自治会長、自主防災組織の長は、集落内の状況把握に努める。

### 2 通信体制の確保

市（総合政策部）及び県は、通信の途絶を解消するため通信機関等と連携し職員の派遣等により、通信体制の確保を図る。

### 3 生活必需物資等の輸送

市（総合政策部・保健福祉部）及び県は、孤立集落住民の生活を維持するため、食料品を始めとする生活必需物資等の輸送をヘリコプターや、災害時協定に基づく無人航空機（ドローン等）による空輸、不通箇所での中継による陸上輸送など状況に応じた手段により実施する。

### 4 道路の応急復旧

市（建設部）及び県は、優先して道路復旧を実施して、孤立集落に対する輸送ルートを確保する。